

新規・変更登録申請者（投資運用業）の概要について

申請者名 _____

所在地 _____

連絡先（担当者名） _____

TEL () _____

FAX () _____

E-Mail _____

申請代理人連絡先 _____

TEL () _____

FAX () _____

E-Mail _____

※1 外国法人の場合は日本の連絡先を記載ください。

※2 所在地はビル名、部屋番号まで記載ください。

※3 以下の「関連する法定書面」は、登録申請の際に必要な書面との関係を示すものです。

※4 以下の略称は次のとおり。

- | |
|---|
| ①法：金融商品取引法、②業府令：金融商品取引業等に関する内閣府令、
③施行令：金融商品取引法施行令、
④監督指針：金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 |
|---|

以下、口のある項目については、貴社において、いずれか該当する方に✓を入れてください。また、文章で説明する項目は、貴社に関する事実関係や具体的な社内ルール等を記載ください。

なお、本件概要書は、貴社の業務執行態勢や内部管理態勢等の状況について把握し、登録までの手続きを円滑に進めることを目的に作成いただくものです。

（口のある項目について、【必須】と表示のあるものは登録の法定要件です。）

1. 当社の概要

（1）会社設立日及び沿革（簡潔に）

①会社の種類

- ☐ 株式会社（令和 年 月 日設立）【必須】
- ☐ 株式会社ではない場合（令和 年 月 日までに株式会社を設立予定）
- ☐ 外国法人の場合（令和 年 月 日設立）

（沿革を記載）

※1 既存の会社概要資料があれば添付願います（資本関係等関係の深いグループ会社を含む）。

※2 海外のグループ会社が金融商品取引業を営んでいる場合は、当該国名、登録番号、該当法令、組織規模、事業実績（運用財産残高等）が分かる資料を添付願います。

②取締役会及び監査役の設置状況

(投資運用業の場合)

☐ 取締役会及び監査役・監査等委員会・指名委員会等の設置（令和 年 月 日設置）【必須】

☐ 取締役会及び監査役・監査等委員会・指名委員会等の設置がない場合（令和 年 月 日設置予定）

※ 外国法人の場合は、取締役会設置会社と同種類の法人であることを示す資料（会社の組織図等）を添付願います。

(適格投資家向け投資運用業の場合)

☐ 監査役・監査等委員会・指名委員会等の設置（令和 年 月 日設置）【必須】

☐ 監査役・監査等委員会・指名委員会等の設置がない場合（令和 年 月 日設置予定）

※ 外国法人の場合は、監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社と同種類の法人であることを示す資料（会社の組織図等）を添付願います。

〔関連する法定書面：登記事項証明書（法第 29 条の 2 第 2 項第 3 号）〕

(2) 業務開始予定日

令和 年 月 日

※1 登録後、実際に業務開始を予定している日を記載ください。

なお、新規登録の場合、当局が申請書を受理してからの標準処理期間は 2 ヶ月となっています。当該期間に事前相談は含まれません。事前相談から登録までの手続きを円滑に進めるためには、①貴社が具体的に行う業務の内容及び方法、②人的構成、③内部管理体制について早期に確定する必要がありますので、十分考慮ください。

※2 業務開始にあたっては、登録後に協会加入等により ADR 措置（裁判外における紛争解決措置）を講じる必要があることにご留意ください。

(3) 資本金の額等について

①資本金の額及び出資の総額について

(投資運用業の場合)

☐ 5 千万円以上（令和 年 月 日現在）【必須】

☐ 5 千万円未満（令和 年 月 日現在）

(適格投資家向け投資運用業の場合)

☐ 1 千万円以上（令和 年 月 日現在）【必須】

☐ 1 千万円未満（令和 年 月 日現在）

②①で法定要件を満たしていない方に✓を入れた場合には、払込の時期、資金調達の方法等についてご説明ください

〇年〇月に、〇〇〇〇による、〇〇百万円の増資引受を予定している。など

〔関連する法定書面：登録申請書第 3 面、登記事項証明書（法第 29 条の 2 第 2 項第 3 号）〕

(4) 役職員数（全体の役職員数のほか、営業所が複数ある場合は営業所ごとに記載ください。

外国法人の場合は日本顧客担当数をかっこ内書する）

		うち常勤	うち非常勤
役 員	(人)	人	人
職 員	(人)	人	人
役職員 計	(人)	人	人

※ 本欄の表に代えて、「組織図」を作成・添付することも可。

〔関連する法定書面：組織図（業府令第 8 条第 2、3 号）〕

（５）主要株主（法第 29 条の 4 第 2 項に規定する主要株主）

（株主名）	（保有議決権 数／保有比 率）	（自己保 有分）	（特別の 関係者保 有分）	（当社との関係・業 種・職業等） ※持株会社である場合 はその旨を明記するこ と

※1 株主が複数存在する場合には、上記関係の分かる相関図を添付願います。

※2 株主が個人の場合・・・履歴書、住民票抄本（本籍地の記載されたもの。外国人の場合はこれに代わる書面）を添付願います。

※3 株主が法人の場合・・・沿革等を記載した書面、登記事項証明書、代表役員（代表権のある者全員）の履歴書及び住民票抄本（本籍地の記載されたもの。外国人の場合はこれに代わる書面）を添付願います。

※4 株主が組合の場合・・・各出資者の保有状況を確認し記載すること（該当者がいない場合にはその旨記載）。

※5 主要株主の該当性について確認する際には、施行令第 15 条の 10 第 2 項の「支配株主等」及び「被支配会社」に係るみなし規定により、登録申請者の株式を直接保有する者に限らず、議決権 100 分の 50 を超える限りは直系で最終株主（「支配株主等」）まで遡る必要があることにご留意ください。また、施行令第 15 条の 10 第 1 項により「特別の関係」に該当する場合には、自己保有分がなくても、「特別の関係」にある者が保有する議決権と合算して主要株主に該当する場合があることにご留意ください。なお、「被支配会社」である株主が対象議決権を保有している場合には、最終株主の議決権について 100 分の 50 を超える議決権を保有する者がいない旨確認し記載ください。

〔関連する法定書面：主要株主の商号等を記載した書面（業府令第 10 条第 1 項第 3 号ロ）〕

〔関連する法定書面：（外国法人の場合）主要株主に準ずる者に係る外国当局の確認を証する書面（業府令同条同項同号ハ）〕

（６）加入する金融商品取引業協会等

☐ 日本投資顧問業協会へ加入する予定（接触状況： ）

☐ 投資信託協会へ加入する予定（接触状況： ）

☐ 協会に加入しない予定

※ 協会に加入する予定がない場合は、次の項目についてご説明ください。

① 協会規則に準じた社内規則の整備状況（将来的に協会規則に改正等がある場合に、その適時の把握や社内規則の見直しにかかる担当部署や具体的手法を含む）

② 当該社内規則を遵守するための体制の整備状況（役職員への周知、従業員に対する研修等及びその遵守状況の検証にかかる担当部署や具体期的手法を含む）

③ 加入しない理由

--

〔関連する法定書面：登録申請書第 2 面〕

（７）主要取引銀行

(8) 申請する業務と定款の事業目的との整合性について

- ☐ 問題なし 【必須】
(事業目的：定款に定める事業目的を記載ください))
- ☐ 定款変更が必要である
(追加予定の事業目的や変更スケジュールを記載ください))

※取締役等の適格性等（法第 31 条の 5）

例えば、会社法第 332 条第 2 項及び同法第 336 条第 2 項の規定は適用されませんので、
「取締役の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」及び「監査役の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」となることにご留意下さい。

〔関連する法定書面：定款（法第 29 条の 2 第 2 項第 3 号）〕

2. 業務運営

(1) 金融商品取引業への参入目的について（外国法人の場合は日本で登録しようとする理由）

※ 会社事情や経営方針等に基づき、参入に至った経緯や目的を具体的にご説明ください。

(2) 経営計画、収支計画等

- ※1 登録以降の具体的な事業計画について、例えば、投資一任契約であれば「受託件数」「受託残高」「報酬額」等の見込みに基づきご説明ください。なお、顧客開拓、役職員増加、業容拡大等についても具体的にご説明ください。
- ※2 登録後 3 年間の収支見込みを添付願います。その際、純財産額の推移見込みについてもご説明ください。なお、純財産額は登録後も常時維持することが法定要件です。（投資運用業の場合は 5 千万円以上、適格投資家向け投資運用業の場合は 1 千万円以上）
- ※3 収益見込みについて、登録業種毎や契約形態（投資一任業、ファンド運用業等）に応じて区分しご説明ください。また、計算過程についてもご説明ください。

(例) 運用業・・・(受託報酬) 受託額×2.0%、(成功報酬) 運用益×20.0%
二種業・・・(募集手数料) 取扱高×1.0%

〔関連する法定書面：純財産額を算出した書面（業府令第 10 条第 1 項第 3 号イ）〕

〔留意事項：新規登録申請に係る留意事項（監督指針 VI-3-1-1(6)）〕

3. 業務の内容・方法等

(1) 業務の内容

登録後、貴社が実際に行う業務について、次に掲げる業務のうち該当するものに✓を入れ、業務ごとに実際に取り扱う金融商品の種類等（法第 2 条第 1 項第○号 有価証券）について記載ください。

- ☐ 法第 2 条第 8 項 1 2 号イ（投資法人資産運用業）金融商品の種類（ ）
- ☐ 法第 2 条第 8 項 1 2 号ロ（投資一任業）金融商品の種類（ ）
- ☐ 法第 2 条第 8 項 1 4 号（投資信託委託業）金融商品の種類（ ）
- ☐ 法第 2 条第 8 項 1 5 号（ファンド運用業）金融商品の種類（ ）
- ☐ 適格投資家向け投資運用業

※1 行う業務毎の詳細なスキーム図（顧客資金の流れ、運用指図や執行の流れ、重要なサービス提供者やその役割等を明記したもの）を作成・添付願います。なお、重要なサービス提供者が確定していない場合はその旨明記し、「確定する時期（予定）」についてご説明ください。

※2 「将来的に行う予定」の業務は登録審査の対象外となるため、記載しないでください。

※3 適格投資家向け投資運用業を行う場合には、上記 12 号～15 号のいずれか行う業務にも✓を入れてください。

〔関連する法定書面：業務の内容及び方法（業府令第 8 条第 4 号、第 9 号）〕

〔留意事項：業務の内容及び方法を記載した書類（監督指針 VI-3-1-1(2)）〕

（2）業務の方法

①顧客層

□特定投資家のみ（具体的な顧客層：_____）

□適格投資家のみ（具体的な顧客層：_____）

□個人投資家を含む全ての種類の投資家（具体的な顧客層：_____）

※「具体的な顧客層」については、最終投資家がいる場合、直接の顧客と分けて最終投資家についても記載ください。

②顧客勧誘・説明等（顧客の適合性）

・概要

※ 顧客の適合性審査を含む顧客勧誘について、どの部署が、どのような手続きを経て、どのような顧客層へ勧誘するのか、について一般的な流れをご説明ください。

--

〔関連する法定書面：業務の内容及び方法（業府令第 8 条第 2 号）〕

〔留意事項：業務の内容及び方法を記載した書類（監督指針 VI-3-1-1(2)）〕

・営業責任者

※1 営業等を行う場合のみ記載ください。

※2 実務を行う者の氏名、役職、主に行う業務、主な経歴（金融商品取引業の経歴は、法人名称だけではなく、所属部署名、担当業務、在籍年数等を明記）、保有する資格について、それぞれの者毎に記載ください。なお、主な経歴は履歴書（別添様式）に代えることも可。

氏 名 _____

役 職 _____

主に行う業務 _____

主 な 経 歴 _____

保有する資格 _____

③運用・管理等

・概要

※1 上記（1）に記載した業務毎に、取扱う金融商品（有価証券・デリバティブ取引等）、投資戦略、運用方法から運用状況の管理方法等についてどの部署が、どのような手続きを経て行うのか一般的な流れについてご説明ください。

※2 業務フロー図等を作成・添付願います。

運用業務については、当社は主に国内上場株式を対象に、長期保有（〇〇年間）を前
--

提とし運用するものであるが、まずは、〇〇投資委員会（構成員：投資運用部長、リスク管理部長、〇〇部長）にて運用方針を決定。決定された運用方針に基づき〇〇部が運用計画を策定する。運用担当者（〇〇部）は運用計画に基づき投資判断を行い、執行担当者（〇〇部）に注文を行う。その後、執行担当者（〇〇部）が注文に基づき〇〇証券会社に発注する。

また、運用状況に関する管理業務については、〇〇部が発注等の内容について、日々、ガイドラインに即した内容となっているか〇〇を基に検証を行い確認する。など

〔関連する法定書面：業務の内容及び方法（業府令第8条第2号）〕

〔留意事項：業務の内容及び方法を記載した書類（監督指針VI-3-1-1(2)、VI-3-1-2(4)）〕

・政令で定める使用人（運用責任者）

※1 実務を行う者の氏名、役職、主に行う業務、主な経歴（ファンドマネージャー等運用責任者の経歴は、法人名称だけではなく、所属部署名、担当業務、在籍年数等を明記）、保有する資格について、それぞれの者毎に記載ください。なお、主な経歴は履歴書（別添様式）に代えることも可。

※2 「運用を行う金融商品（有価証券、デリバティブ取引等）に関する知識及び経験を有している」と貴社が判断した根拠についてご説明ください。

氏名	_____
役職	_____
主に行う業務	_____
主な経歴	_____

保有する資格	_____
知識・経験の十分性	_____

〔関連する法定書面：登録申請書第6面、重要な使用人の履歴書（業府令第9条第2号イ）、業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面（業府令第9条第1号）〕

〔留意事項：金商業等府令第9条第1号の書類（業務に係る人的構成及び組織等業務執行体制を記載した書面）の記載事項（監督指針VI-3-1-1(3)）〕

4. 内部管理体制

（1）組織

①人員配置

※1 政令で定める使用人、部署毎の責任者名及び配置人数について明記した組織図を作成・添付し、以下、文章でご説明ください。

※2 営業所（金融商品取引業を行う営業所（外国法人の場合は日本を対象とする営業所））は全て記載ください。なお、別紙による作成・添付も可。

当社の営業所は、本社のみ。

当社は、会社法上の機関（株主総会、取締役会、監査役）の設置のほか、運用リスク等各種リスクに関する事項の審議、検証、意思決定を行うリスク管理委員会（開催：原則毎月、構成メンバー：代表取締役、各取締役、各部担当部長）を設置。

具体的な業務は、運用部、営業部、業務管理部、コンプライアンス部、〇〇部が各業務を所掌し、それぞれの業務分掌は「組織・業務分掌規程」に定めている。

運用部は、主に〇〇を行い、〇名で構成される。また、営業部は、主に〇〇を行い、〇名で構成される。など

〔関連する法定書面：業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面（業府令第9条第1号）〕

〔留意事項：金商業等府令第9条第1号の書類（業務に係る人的構成及び組織等業務執行体制を

記載した書面)の記載事項(監督指針VI-3-1-1(3))]

②政令で定める使用人(コンプライアンス責任者)

- ※1 実務を行う者の氏名、役職、主に行う業務、主な経歴(コンプライアンスオフィサー等コンプライアンス業務経験者の経歴は、法人名称だけではなく、所属部署名、担当業務、在籍年数等を明記)、保有する資格について、それぞれの者毎に記載ください。なお、主な経歴は履歴書(別添様式)に代えることも可。
- ※2 内部管理責任者等の資格を有する場合は、取得時期及び取得資格の具体的な名称について記載ください。
- ※3 「コンプライアンス業務に関する知識及び経験を有している」と貴社が判断した根拠についてご説明ください。
- ※4 なお、適格投資家向け投資運用業の登録申請にあたり、コンプライアンス業務を外部委託する場合には、その旨明記の上、外部委託先の担当者について記載ください。

氏名	_____
役職	_____
主に行う業務	_____
主な経歴	_____

保有する資格	_____
知識・経験の十分性	_____

[関連する法定書面：登録申請書第5面、重要な使用人の履歴書(業府令第9条第2号イ)、業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面(業府令第9条第1号)]

[留意事項：金商業等府令第9条第1号の書類(業務に係る人的構成及び組織等業務執行体制を記載した書面)の記載事項(監督指針VI-3-1-1(3)、VI-3-1-2(5))]

(2)業務分掌等(配席図を添付すること)

- ※1 本欄は、貴社の業務運営において、「以下①～⑮の業務(監督指針の項目は別添一覧参照)に関する体制整備が図られているか(担当部署、責任者名、担当者数)」「その体制に基づきどのように業務を行う予定か(どの部署が、どの規程に基づき、どの業務を、いつ、どのように行うか等の概要)」について具体的にご説明ください。

(例)〇〇部が、〇〇規程に基づき、毎日、〇〇の検証業務を行う。

なお、主要なリスクとなる〇〇の管理は、〇〇規程〇条に定めがある。

- ※2 業務を外部委託する場合には、委託先を明記するとともに、その委託先を監督する担当者について記載ください。

[関連する法定書面：業務分掌規程(業府令第8条第3号)]

[留意事項：体制審査の項目(監督指針VI-3-1-1(1)①へ、VI-3-1-2(2)③及び(3))]

①帳簿・報告書の作成、管理

担当部署：
責任者名：
担当者数：
概要：

②ディスクロージャー

担当部署：
責任者名：
担当者数：
概要：

③運用財産の分別管理

担当部署：
責任者名：
担当者数：
概要：

④リスク管理

担当部署：
責任者名：
担当者数：
概要：

※ 運用リスク管理についても詳細にご説明ください。

⑤電算システム管理

担当部署：
責任者名：
担当者数：
概要：

⑥管理部門による運用状況管理、顧客管理

担当部署：
責任者名：
担当者数：
概要：

※ 顧客情報、適合性の原則、不招請勧誘等の法令違反を未然防止するために顧客管理をどのように行うのかについて詳細にご説明ください。

なお、個人情報保護の観点からの管理については、後記「⑨顧客情報管理」欄へ記載ください。

⑦法人関係情報管理

担当部署：
責任者名：
担当者数：
概要：

⑧広告審査

担当部署：
責任者名：
担当者数：
概要：

⑨顧客情報管理

担当部署：
責任者名：
担当者数：
概要：

⑩苦情・トラブル処理

担当部署：

責任者名：
担当者数：
概 要：

※ 苦情処理方法について詳細にご説明ください。

⑪運用部門による資産運用業務の執行

担当部署：
責任者名：
担当者数：
概 要：

⑫内部監査

担当部署：
責任者名：
担当者数：
概 要：

※ 内部監査計画の立案から社内承認までの手続きの流れ、内部監査の具体的な実施頻度、内部監査結果に対する貴社の改善対応フローについてご説明ください。

⑬投資信託財産の運用を行う場合にあっては、投資信託財産に係る計算及びその審査

担当部署：
責任者名：
担当者数：
概 要：

⑭役職員の研修等

担当部署：
責任者名：
担当者数：
概 要：

※ 金融商品取引法等を理解し、金融商品取引業を的確に遂行するために、役職員に対しどのような研修を計画し、実施する予定か、についてご説明ください。

⑮外部監査の有無

有 ・ 無
委 託 先：

※ 外部監査結果に対する貴社の具体的な改善対応フローについてご説明ください。

5. 金融ADRに係る苦情処理措置及び紛争解決措置

※ 予定しているADR対応について具体的にご説明ください。

・ 苦情処理措置：

・ 紛争解決措置：

〔関連する法定書面：登録申請書第2面、苦情の解決のための体制（業府令第8条第5号）〕

6. 他に行っている事業の種類

※1 免許、許可又は登録、届出がある場合は、その番号等を業種ごとに記載ください。

なお、届出業務については、該当する条文を記載ください。

※2 複数の事業を行っているときは事業ごとに業務比率（登録後の見込み）を記載ください。

※3 法第35条に規定する業務を行うときは、その業務範囲について記載ください。

なお、業務内容により、本件登録申請と同時に別途、法第35条第4項に基づく承認申請を要することから、該当する業務の有無について、早期に当局へ申出ください。

--

〔関連する法定書面：登録申請書第10面、業務の内容及び方法（業府令第8条第2号）〕

7. 財務状況について

※直近の決算状況（又は当期の決算見込み）が分かる資料を添付願います。

（貸借対照表、損益計算書（関連する注記を含む）を提出してください。なお、会社設立後決算期を迎えていない場合については、決算見込みを提出してください）

〔関連する法定書面：最終の貸借対照表及び損益計算書（業府令第10条第1号）〕

8. 特記事項（役員の変更等）

※ 特記事項があれば、具体的に記載ください。

--

登 録 入 力 表

(1) 登 録 番 号	●●財務局長（金商）第 号（記入不要）
(2) 登 録 年 月 日	令和 年 月 日（記入不要）
(3) 法 人 ・ 個 人	法 人 ・ 個 人
(4) 社 名 ・ 商 号	_____ _____
(5) よ み	____ _（社名の頭のひらがな3文字を記入）
(6) 本店等所在地	〒 _____ _____ _____
(7) 電 話 番 号	____ _ - ____ _
(8) 担当者のメールアドレス	_____
(9) 系 列	証券 ・ 銀行 ・ 保険 ・ 外資系法人 外国法人 ・ その他法人 ・ 独立法人 ・ 個人
(10) 資 本 金 の 額 等	_____
(11) 決 算 月	_____ 月
(12) 代理人氏名・名称	_____
(13) 代 理 人 連 絡 先	_____ _____ _____
	電話 - -
(14) 緊 急 連 絡 先（緊急時・災害時等の代表者の電話番号）	
	代表者氏名 _____
	電 話 - -
	携帯電話 - -

英語による商号について

<記載例>

日本語による標記

住 所 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1
商 号 金融庁アセットマネジメント株式会社

英語による標記

住 所 3-1-1Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013
商 号 Kinyucho Asset Management Co., Ltd.

※ 定款等により英文名が決まっている場合には、その英文名を記入して下さい。

日本語標記

住 所 〒

商 号

英語標記

住 所

商 号

質問表別紙（投資運用業用（○○○○業の場合※下記 1. ～6. から選択して様式交付すること。））

監督指針に記載してあるとおり、投資運用業を行う者は、経営管理について業務の健全かつ適切な運営を確保していただく必要があります。申請にあたりまして、投資運用業を行う者の業務執行態勢や内部管理態勢等の状況などについて、概要を把握したいと思いますので、下記項目ごとに必要に応じて資料を添付するなどして具体的に概要を記載ください。

※1 以下の項目について、既に、概要書本文において記載済の場合は、「質問表別紙」における記載は省略することも可。

なお、その場合は、以下の該当項目の「当社対応の概要」欄に次のように記載ください。

→『3. 業務の内容・方法等（2）業務の方法 ③運用・管理等に記載』

また、該当がない場合は「該当なし」と記載ください。

※2 下記項目は、投資運用業に特化した内容ですが、監督指針（共通編）から追加して記載をお願いする場合があります。

1. 投資一任業（法第2条第8項第12号ロ）
業務執行態勢（監督指針Ⅵ-2-2-1（1）～（2））
勧誘・説明態勢（監督指針Ⅵ-2-2-2（1）～（3））
弊害防止措置・忠実義務（監督指針Ⅵ-2-2-3（1）～（3））
代理・媒介業者の選定等（監督指針Ⅵ-2-2-4-1（1））
所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置（監督指針Ⅵ-2-2-4-2（1）～（4））
その他留意事項（監督指針Ⅵ-2-2-5（1）～（3）、（6））

2. 投資信託委託業等（法第2条第8項第12号イ 又は 同条同項第14号）
業務執行態勢（監督指針Ⅵ-2-3-1（1）～（2））
受益者等に対する勧誘・説明態勢（監督指針Ⅵ-2-3-2（1）～（2））
弊害防止措置・忠実義務（監督指針Ⅵ-2-3-3（1）～（3））
業務継続態勢（BCM）（監督指針Ⅵ-2-3-4（2））
その他留意事項（監督指針Ⅵ-2-3-5）（監督指針Ⅵ-2-2-5（2）～（3））

3. 外国投資信託委託業
業務執行態勢（監督指針Ⅵ-2-3-1（1）～（2））
受益者等に対する勧誘・説明態勢（監督指針Ⅵ-2-3-2（1））
弊害防止措置・忠実義務（監督指針Ⅵ-2-3-3（1）～（3））
その他留意事項（監督指針Ⅵ-2-3-5）（監督指針Ⅵ-2-2-5（2）～（3））

4. ファンド運用業（法第2条第8項第15号）
業務執行態勢（監督指針Ⅵ-2-5-1（1）～（2））
勧誘・説明態勢（監督指針Ⅵ-2-5-2（1）～（2））
弊害防止措置・忠実義務（監督指針Ⅵ-2-5-3（1）～（3））
その他留意事項（監督指針Ⅵ-2-5-4）（監督指針Ⅵ-2-2-5（2）～（3））

5. 上記のうち、不動産ファンド運用業者にも該当する者は以下の項目にも回答してください。
法令等遵守態勢（監督指針Ⅵ-2-6-1）
内部管理態勢（監督指針Ⅵ-2-6-2）
不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目（監督指針Ⅵ-2-6-3（1）～（5））

6. 上記のうち、適格投資家向け投資運用業に該当する者は以下の項目にも回答してください。
業務執行態勢（監督指針Ⅵ-2-7-1（1）～（2）、Ⅵ-3-1-2（2））

運用財産の総額の管理等に関する措置（Ⅵ－３－１－２（３）①）

権利者の管理等に関する措置（Ⅵ－３－１－２（３）②）

適格機関投資家等特例業務等を行う際に講ずるべき措置（Ⅵ－３－１－２（３）③）

質問表別紙（投資運用業用）

1. 投資一任業

業務執行態勢（監督指針Ⅵ－２－２－１（１）～（２））

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
（１）運用財産の運用・管理 投資一任業者が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。	—	—
① 運用方針を決定する社内組織に関する事項（具体的な意思決定プロセスを含む。）が、適切に規定されているか。		
② 運用部門における運用財産（金商法第35条第１項第15号に規定する運用財産をいう。以下同じ。）の運用方法が、具体的に定められているか。		
③ 運用財産相互間又は運用財産と自己若しくは第三者の資産相互間における有価証券等の取引に関する管理態勢整備が適切に行われているか。		
④ 金商法第42条の３の規定により権利者（金商法第42条第１項に規定する権利者をいう。以下同じ。）のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合（当該他の者が委託された権限の一部を再委託する場合を含む。）に、委託先の選定基準や事務連絡方法が適切に定められているか。また、委託先の業務遂行能力や、契約条項の遵守状況について継続的に確認できる態勢が整備されているか。さらに、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策（業務の改善の指導、再委任の解消等）を明確に定めているか。		
⑤ 発注先や業務委託先等の選定に関し、当該者に係る取引執行能力、法令等遵守状況、信用リスク及び取引コスト等に関する事項が、勘案すべき事項として適切に定められているか。		
⑥ 投資判断に係るプロセスの適切性を含め、運用財産が投資一任契約及び運用ガイドライン等に則り、適切に運用されているか（運用状況の記録を保存しているかを含む。）どうかについて、運用部門から独立した部門により定期的な検証が行われる体制が整備されているか。		

⑦ 運用財産の管理について権利者（特定投資家を除く。以下⑦～⑨までにおいて同じ。）が信託会社等への信託をする場合において、対象有価証券（金商業等府令第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下⑦～⑨までにおいて同じ。）に投資する際、信託会社等が対象有価証券の真正な価額を知るために必要な措置として、（i）当該信託会社等が対象有価証券の価額について、当該価額の算出を行う者から直接に通知を受けることを確保するための措置、または、（ii）当該信託会社等が当該対象有価証券の価額について、当該価額の算出を行う者に対し直接に確認することができることを確保するための措置が講じられるよう適切な態勢整備が行われているか。また、投資一任業者が、当該対象有価証券への投資後においても、かかる措置が確保されているかを定期的に確認しているか。		
⑧ 運用財産の管理について権利者が信託会社等への信託をする場合において、対象有価証券に投資する際、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産に係るファンド監査（金商業等府令第130条第4項に規定するファンド監査をいう。以下同じ。）が行われるよう適切な態勢整備が行われているか。また、投資一任業者が、当該対象有価証券への投資後においても、当該ファンド監査が行われているかを定期的に確認しているか。さらに、投資一任業者がファンド監査に係る外部監査人の選任に関与する場合にあっては、その監査の独立性・実効性の確保に努めているか。		
⑨ 運用財産の管理について権利者が信託会社等への信託をする場合において、対象有価証券に投資する際、信託会社等がファンド監査の真正な監査報告書等の提供を受けるために必要な措置が講じられるよう適切な態勢整備が行われているか。また、投資一任業者が、当該対象有価証券への投資後においても、かかる措置が確保されているかを定期的に確認しているか。		
（２）取引の執行 投資一任業者は、取引の執行に当たり、取引価格、その他執行コストを総合的に勘案して、最も顧客の利益に資する取引形態を選択することが求められている。金融技術の発達により取引形態の多様化が進んでいる現状にかんがみ、投資一任業者の取引の執行状況について、例えば、以下のような点に留意して	—	—

検証することとする。		
① 平均単価による取引（約定日・受渡日が同一の取引につき、銘柄ごと・売買別に、単価の異なる複数の約定を合算し、平均単価を単価とする取引をいう。） イ. 部門の分離 投資判断を行う部門と、注文を発注する部門は分離されているか。組織的な分離が困難な場合、少なくとも両者の役割を担当者レベルで分離しているか。 ロ. 取引の検証 管理部門等が、平均単価による取引に係る一連の業務プロセス等について、適切に検証できる態勢となっているか。 ハ. 顧客への開示及び顧客の同意 顧客への事前開示及び顧客の同意の下、平均単価による取引を行っているか。また、複数の運用財産に係る約定配分を伴う発注を行う場合には、顧客に対して、内出来時の配分基準について適切に説明しているか。		
② 一括発注による取引 複数の運用財産について、銘柄、売買の別を同一にする注文を一括して発注し、その約定内容を銘柄ごと・売買別に合算した後に、投資一任業者が予め定めた配分基準により、各運用財産への約定配分を行う場合には、顧客間の公平性を確保する観点から、上記①に準じた態勢整備等が行われているか。		
③ 運用財産相互間における取引 運用財産相互間取引は、一方のファンドの投資者に不利益となるおそれがあり、ファンド間の利益の付け替えといった投資者保護上問題がある行為にも用いられ得ることから、原則として禁止されている。 他方、金商業等府令第129条第1項第1号に規定する取引については、運用財産相互間取引の禁止の適用除外が認められているところ、運用財産相互間取引を行うに当たっては、管理部門等が同号イ及びロに掲げる要件の全てを満たしていることを適切に検証できる態勢が求められる。 金商業等府令第129条第1項第1号イ(4)に規定する「必要かつ合理的と認められる場合」とは、投資一任業者が運用財産相互間取引を行う場合に、顧客間における公平性の確保及び顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請が満たさ		

れている場合をいうところ、運用財産相互間取引を行う両ファンドそれぞれにおける当該「売り」又は「買い」の投資判断に必要性・合理性があり、かつ、当該投資判断に基づく最良執行のために運用財産相互間取引が行われる（又は最良執行のために行った取引が結果的に運用財産相互間で対当する）場合は、これに該当する。

投資判断の必要性・合理性の有無の判断に当たっては、各ファンドの投資方針（投資一任業者がリスク管理等の観点から社内で設定している投資制限を含む）、ファンドの解約・設定に伴う資金の流出入（各ファンドのポートフォリオ維持のために売買を行う必要性等を含む）等の事情が考慮される。

他方、最良執行の観点からは、取引の価額に加えて、取引コストやマーケットインパクト軽減等の事情が考慮される。

こうした観点からすれば、以下のような取引についても、ファンド間の公平性・公正な価格形成が図られており、「必要かつ合理的と認められる場合」に該当すると考えられる（ただし、これらは例示に過ぎず、当該例示に限られるものではない。）。

イ. 異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれが無く、かつ、同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量を与えられていないもの。）

ロ. 寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）

ハ. ゼラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引（当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）

ニ. 契約又は信託約款等の規定に基づきシステム的に運用するインデックスファンドに係る取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）

ホ. 個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、投資一任業者以外の第三者に委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響

響を与えるおそれの無いもの。) へ、銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。)		
---	--	--

勧誘・説明態勢（監督指針Ⅵ－２－２－２（１）～（３））

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
（１）誇大広告の禁止等	—	—
① 運用の実績、内容又は方法が他の金融商品取引業者よりも著しく優れている旨の表示を根拠を示さずに行っていないか。		
② 運用の実績を掲げて広告を行う場合に、その一部を強調すること等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。 （運用の実績を掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、運用の評価方法、使用ベンチマーク等に係る根拠が明確に示されているか、運用の実績は過去のものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。）		
③ 運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合に、恣意的な前提条件を置くこと等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。（運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、シミュレーションの前提条件等に係る根拠が明確に示されているか、シミュレーションは所定の前提条件を元にしたものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。）		
（２）契約締結前の書面交付に係る留意事項	—	—
① 投資一任業者が投資一任業に係る業務以外の業務を行う場合で、投資一任業に係る業務の報酬と当該業務以外の業務に係る手数料等を同一契約において一体として徴収するときは、金商法第37条の3第1項第4号の「当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項」には、投資一任に係る業務に対する報酬の額と当該業務以外の業務に対する手数料等の額との区分を明確にすること。		

② 金商業等府令第96条第1項第1号の「投資の方法及び取引の種類」には、具体的運用の方法の種類（個別運用、同一運用（複数の顧客資産について、運用の対象とする有価証券等の銘柄、売付け又は買付けの別及び時期を同一にする運用であって、同一の資産管理機関において、顧客ごとに個別に管理されるものをいう。以下同じ。）、合同運用（複数の顧客の資産を合同して運用し、かつ、合同して管理されるものいう。以下同じ。）、その他具体的運用方法の種類）を含み、また、同一運用又は合同運用する場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を含む。 イ. 同一運用する場合 a. 同一運用する資産を管理する機関に関する事項 b. 同一運用により取得した資産の配分基準に関する事項 ロ. 合同運用する場合 a. 合同運用する顧客の属性及び顧客資産の種類並びにその合同運用する基準に関する事項 b. 合同運用する資産を管理する機関に関する事項 c. 合同運用により取得した資産の配分基準に関する事項 d. 合同運用する資産の評価の方法及び合同運用する資産に係る各顧客の持分の計算方法（合同運用から中途脱退する場合を含む。）に関する事項		
③ 金商業等府令第96条第1項第3号の「投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項」には、金商法施行令第16条の12各号に掲げる者（以下「再委任先」という。）の商号、住所、代表者氏名及び再委任の範囲を含む。		
④ 金商業等府令第96条第1項第6号に規定する「財務又は投資一任契約に係る業務に関する外部監査」には、以下のもの（これらに相当するものを含む。）が該当する。 ・ 金商法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明に係るもの及び同第2項の規定に基づく監査証明に係るもの ・ 会社法に基づく会計監査人による監査 ・ 監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」（日本公認会計士協会）、Statement on Standards for Attestation Engagements (SSAE) No. 16 「Reporting		

on Controls at a Service Organization」(米国公認会計士協会)、International Standard on Assurance Engagements (ISAE) No. 3402 「Assurance Reports on Controls at a Service Organization」(国際監査・保証基準審議会)等の基準に基づく受託企業の内部統制に関する保証業務 ・資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS) に準拠しているかに関する検証		
⑤ 金商業等府令第96条第2項第3号に規定する「当該金融商品取引業者等とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が金融商品取引業者等の金商業等府令第1条第3項第14号に規定する親法人等、同項第16号に規定する子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する場合に、その旨を記載する。		
⑥ 金商業等府令第96条第2項第3号に規定する当該金融商品取引業者等とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。		
(3) 契約締結時の書面交付に係る留意事項	—	—
① 金商業等府令第107条第1項第6号の「投資一任契約に係る顧客の資産の内容及び金額」について、合同運用する場合は、合同運用開始時の合同運用する資産の総額及び合同運用する資産に係る当該顧客の資産の割合を含む。		
② 金商業等府令第107条第1項第8号の「投資の方法及び取引の種類」には、具体的運用の方法の種類 (個別運用、同一運用、合同運用、その他具体的運用方法の種類) を含み、また、同一運用又は合同運用する場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を含む。 イ. 同一運用する場合 a. 同一運用する資産を管理する機関に関する事項 b. 同一運用により取得した資産の配分基準に関する事項 ロ. 合同運用する場合 a. 合同運用する資産の規模に関する事項 b. 合同運用する顧客の属性及び顧客資産の種類並びにその合同運用する基準に関する事項 c. 合同運用する資産を管理する機関に関する事項 d. 合同運用により取得した資産の配		

分基準に関する事項 e. 合同運用する資産の評価の方法及び合同運用する資産に係る各顧客の持分の計算方法（合同運用から中途脱退する場合を含む。）に関する事項		
③ 金商業等府令第107条第1項第8号の「投資の方法及び取引の種類」には、再委任先の「投資の方法及び取引の種類」を含む。		

弊害防止措置・忠実義務（監督指針Ⅵ-2-2-3（1）～（3））

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
（１）二以上の種類の業務を行う場合の留意事項について 投資一任業者が二以上の業務の種類（金商法第29条の2第1項第5号に規定する業務の種類をいう。）に係る業務を行う場合の弊害防止措置については、利益相反行為の防止など業務の適切性を確保する観点から、その業容に応じて、例えば次のような点に留意して検証することとする。	—	—
① 異なる種類の業務間における弊害防止措置として、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。		
② 金商業等府令第147条第2号の「非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理規則の制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保されているか。		
（２）投資運用業における利益相反等の未然防止に係る留意事項について 特定の権利者の利益を図るため他の業務の権利者の利益を害することとなる行為等を未然に防ぐため、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。	—	—
（３）権利者への忠実義務 運用財産の運用において事務ミス等の自己の過失により権利者に損害を与え、その損害について権利者に損害賠償を行わない場合、忠実義務違反に該当する可能性があることに留意する。これは、事務ミス等が業務委託先で発生した場合であっても、権利者に対して責任がある投資一任業者がその損害について権利者に損害賠償を行わないときは同様である。	—	—

代理・媒介業者の選定等（監督指針Ⅵ－２－２－４－１（１））

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
（１）代理・媒介業者の選定に係る留意事項	—	—
① 代理・媒介業を委託する契約を締結するに際して、経営管理上の位置付けや業務を委託することに伴う各種リスクの把握及びリスク管理の方法等について、十分に検討が行われているか。		
② 代理・媒介業者が、当該業務を健全かつ適切に運営できる資質を有しているか否かについて、十分に検討が行われているか。特に、代理・媒介業者が兼業業務を行う場合にあっては、当該兼業業務の内容について、代理・媒介業者としての社会的信用を損なうおそれがないこと等に係る検討を行うことに留まらず、所属業者（代理・媒介業者の代理又は媒介によって投資一任契約を締結する投資一任業者をいう。Ⅵにおいて同じ。）のレピュテーション等の観点からも十分な検討が行われているか。		

所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置（監督指針Ⅵ－２－２－４－２（１）～（４））

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
（１）代理・媒介業者の監督のための内部管理態勢の整備	—	—
① 代理・媒介業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を有する部署を設置し又は担当者を配置する等、代理・媒介業者の適切な監督を行うための態勢が整備されているか（代理・媒介業者に対する業務監査態勢を含む。）。		
② それらの部署又は担当者によって、各代理・媒介業者の代理・媒介業に係る業務の適切性等を確保するための措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。		
（２）代理・媒介業者に対して必要かつ適切な監督等を行うための措置に係る留意事項	—	—
① 所属業者は、代理・媒介業者の代理・媒介業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じるとともに、その実施状況についてモニタリングを実施しているか。		

イ. 代理・媒介業者及びその代理・媒介業者の従事者に対し、代理・媒介業に係る業務の指導、代理・媒介業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置 ロ. 代理・媒介業者における代理・媒介業に係る投資勧誘の実態、その他業務の実施状況等について、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、代理・媒介業者が当該代理・媒介業を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、代理・媒介業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置		
② 上記モニタリングの結果等について、所属業者の責任ある部署において検証が行われ、必要に応じて経営陣に報告が行われるなど、所属業者の適切な業務指導や代理・媒介業者の適切な業務運営に反映させるなどの態勢整備が図られているか。		
(3) 代理・媒介業委託契約の解除のための措置	—	—
代理・媒介業者に対するモニタリング等の結果、問題が発見された場合には、代理・媒介業者への指導、委託契約の解除等適切な措置を講じる態勢が整備されているか。また、委託契約の解除を行う際には、適切な顧客保護が図られる態勢が整備されているか。		
(4) 苦情処理のための措置	—	—
代理・媒介業者が行う代理・媒介業に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されているか。		

その他留意事項（監督指針Ⅵ－２－２－５（１）～（３）、（６））

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
(1) 取引決済のための口座	—	—
① 投資一任業者は、自己の計算で行う取引について、金商法第42条の5ただし書の行為による取引の決済のための口座を利用してはならないことに留意する。		
② 投資一任業者が、顧客から一任された投資判断に基づく投資に係る取引と自己の計算で行う取引を一括して発注するために当該決済口座を利用することは、金商業等府令第130条第1項第11号の「当該取引の決済以外の目的で当該口座を利用」することとなることに留意する。		
(2) 現金担保の再投資についての留意事項 証券の貸し手（及び／又はその代理業者）	—	—

である投資一任業者は、担保付きで行う証券の貸借取引の際に受領した現金担保を再投資する場合には、それがレバレッジをかけて運用していると認められる場合に限り、金融安定理事会「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」（平成25年8月）の提言6を踏まえ、以下のような点に留意することとする。		
① ハイレベル原則 イ. 現金担保の再投資に係る戦略や投資ガイドラインを策定するにあたっては、証券の借り手によっていつでも現金担保の払戻し請求がされ得る可能性に鑑み、合理的に予想される現金担保の払戻し請求に応じるに足る十分な流動性を有する資産を保有しているかを検討のうえ、関連する流動性リスクを管理する措置を講じることとしているか。 ロ. 現金担保を再投資するにあたっては、元本の保全を主な目的の一つとして実施することとしているか。特に、現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを策定するにあたっては、現金担保の再投資の対象資産の市場の流動性が低下し、当該資産の流動化が損失を招くような状況において、予期せぬ多額の現金担保の払戻し請求があった場合に当該請求に応じることができるか否かを勘案することとしているか。 ハ. 現金担保の再投資は、証券の貸し手である投資一任業者が定め、社内で承認を受けた投資方針に沿って実施されることで、当該投資一任業者のリスクプロファイルに重大な追加的リスクが生じないようにすることとしているか。現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを策定・承認するにあたっては、自社の活動全体に対する当該活動の規模を勘案することとしているか。 ニ. 現金担保の再投資に係る投資ガイドラインが、正式に文書化され、現金担保の実質保有者に通達されることとしているか。 ホ. 現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを、明示的に承認し、正式に文書化し、定期的に見直しを行うこととしているか。当該ガイドラインは、①のハイレベル原則に沿った内容となっているか。証券の貸し手の代理業者である投資一任業者は、全		

ての顧客がこのような現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを備えていることを確認しているか。 ヘ. 現金担保の払戻し請求に備えて保有する資産は、非常に流動性の高い、透明性のある価格設定がされたものであり、少なくとも日次で値洗いされ、必要な場合には売却前の評価額に近い価格での売却が可能か。		
② 流動性リスク、信用リスク、及びその他のリスク イ. 現金担保を再投資するにあたって、次のような点に留意することとしているか。 a. 内在する満期ミスマッチを抑制する措置を講じているか。 b. 合理的に予想される現金担保の払戻し請求に応じるに足る十分な流動性を有し、かつリスクの低い資産（ストレスシナリオに備えるためのバッファを含む。）を保有しているか。 c. 現金担保の再投資に係る投資ガイドラインに基づくリスク管理態勢を構築しているか。 ロ. 現金担保の再投資に係るポートフォリオ制限や、現金担保の払戻し請求に備えた流動性バッファについて、次のような要件を策定し、継続的に遵守しているか。 a. 合理的に予想される現金担保の払戻し請求に応じるべく、短期間（例えば、「一日」や「一週間」）で容易に換金可能な再投資先として、次のようなポートフォリオに最低限の割合を設定しているか。 ・ 短期預金（信用力の高い金融機関に預け入れられるものに限る。） ・ 極めて流動性の高い短期金融資産（例えば、信用力の高い短期国債や債券） ・ 短期取引（例えば、極めて流動性の高い資産を裏付とするオーバーナイトのリバースレポ取引） b. 再投資先のポートフォリオについて、WAM（加重平均満期）及び／又はWAL（加重平均残余期間）に一定の上限を設定しているか。 c. 再投資先の個々の組入資産の残存期間について、流動性に応じ		

た資産区分によって異なる上限を設定しているか。		
③ ストレステスト イ. 合理的に予想される、及び予期せぬ現金担保の払戻し請求に応じることができるかを評価すべく、継続的にストレステストを実施することとしているか。 ロ. 上記イのストレステストは、現金担保の再投資先のポートフォリオの流動性を評価するにあたって、次のようなストレスシナリオを設定しているか。 a. 金利変動 b. 想定を超える金額の現金担保の払戻し請求 c. 貸付証券を含むファンドの投資家からの想定を超える償還請求 d. 現金担保の再投資先のポートフォリオにおける信用力の変動		
④ 開示 イ. 証券の貸し手の代理業者である投資一任業者は、証券の実質保有者である顧客に対し、十分な頻度で、貸付証券のポートフォリオ及び現金担保の再投資先のポートフォリオの構成銘柄及び評価額に係る開示を行っているか。 ロ. 上記イの開示事項として、少なくとも次のようなものが含まれているか。 a. 現金、又は流動性ホライズンが「一日」や「一週間」の現金同等物で保有している資産の割合 b. 現金担保の再投資先のポートフォリオのW A M（加重平均満期）及び／又はW A L（加重平均残余期間） c. 個別投資の最長残存期間 d. 「流動性の低い証券」（その定義の仕方を含む。）で保有している資産の割合 e. 貸付証券を含むファンドにおける以下の項目の最大エクスポージャー ・ 個別証券 ・ 発行体 ・ 資産の種類 f. 有担保エクスポージャーと無担保エクスポージャーの配分 g. リバースレポ取引で受領した担保の配当 h. 現金担保の再投資先のポートフォリオの平均利回り		

i. ストレステストの結果		
(3) レポ形式の取引についての留意事項 投資一任業者が担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買（以下「レポ形式の取引」という。）を行うとき（その代理業者である場合を含む。）には、金融安定理事会「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」（平成25年8月）の提言9を踏まえ、担保の評価及び管理について、以下のような社内規定等を策定しているか。	—	—
① 担保の種類 レポ形式の取引に係る担保としては、取引相手の破綻時であっても次のような要件を満たすものだけを認めることとしているか。 イ. 法令等に反することなく一定期間保有することが可能であること。 ロ. 評価が可能であること。 ハ. 適切なリスク管理が可能であること。		
② コンティンジェンシープラン イ. 市場で最大規模の取引相手が破綻した場合（市場のストレス時を含む。）のコンティンジェンシープランを策定しているか。 ロ. 上記イのコンティンジェンシープランには、次のような項目が含まれているか。 a. デフォルト後の担保の管理方法 b. 秩序ある方法での担保の流動化の可否		
③ マージンコール イ. 担保及び貸付証券の値洗いを少なくとも日次で行うこととしているか。 ロ. マージンコール（値洗いにより生じた担保金の過不足を期間内にいつでも請求することができる権利のことをいう。）を少なくとも日次で行うこととしているか。		
(6) 厚生年金保険法の規定による投資一任契約についての留意事項	—	—
① 顧客である存続厚生年金基金が、廃止前厚生年金基金令第39条の15第1項の規定により、特定の運用方法に集中しない方法により年金給付等積立金を運用するよう努めなければならないとされていること（以下、「分散投資義務」という。）を踏まえ、存続厚生年金基金により分散投資義務が履行されていないおそれがあることを認識した場合に、当該存続厚生年金基金に対してその旨を通知するための適切な態勢が整備されているか。また、		

当該通知を行ったにもかかわらず、なお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合において、例えば運用指針の変更の検討を当該存続厚生年金基金に対して求める等、協議を行っているか。更に、当該協議を経てもなお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合においては、最終的に投資一任契約の解除を含めて検討を行う等、当該存続厚生年金基金が分散投資義務を履行することを確保するための必要な方策を講じることとしているか。		
② 存続厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び投資一任契約を締結する目的等について把握し、当該存続厚生年金基金から運用指針が示された際、これらの事情に照らして必要と認められる場合には、当該存続厚生年金基金に対し、当該運用指針に基づき運用を行った場合に発生する可能性のあるリスクの説明を行うための適切な態勢が整備されているか。		
③ 存続厚生年金基金から、廃止前厚生年金基金令第30条第3項の規定に違反して、運用財産の運用に関して、特定の債券・株式・受益証券等を取得又は処分する等の指図（以下、「個別指図」という。）がなされた場合に、当該指示に基づく運用に応じないこととする等、金商業等府令第130条第1項第13号を遵守できるよう適切な態勢が整備されているか。また、存続厚生年金基金による個別指図を促すような商品勧誘や説明を行わないよう適切な態勢が整備されているか。 なお、以下の行為は、金商業等府令第130条第1項第13号に反しない。 ・ 存続厚生年金基金から、（i）投資一任業者の自社系ファンド（ファンドの設定者又は運用会社が、当該投資一任業者、金商業等府令第1条第3項第14号に規定する親法人等、同項第16号に規定する子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等であるファンドをいう。）の取得等に関する指図（運用指針や契約書等に明記する場合を含む。）、（ii）特定の銘柄の有価証券の取得の禁止に関する指図、（iii）1銘柄または1業種に対する投資比率制限等の運用方針に関する指図を受けた場合に、これに応じること ・ 投資一任業者が、投資一任契約の勧誘に際し、当該契約の締結後に当該契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券（金商業等府令第96条第4項に規定する対象有価証券をいう。）を投資の対		

象とする方針である場合において、存続厚生年金基金に交付する契約締結前交付書面に、当該有価証券について記載し、説明する行為		
④ 投資一任業者が、運用成績の説明等のため、金融商品取引業を行う者を帯同して顧客である存続厚生年金基金を訪問する際、当該訪問における説明等が、実質的に当該金融商品取引業を行う者の組成する商品等の勧誘となり、存続厚生年金基金の個別指図を促すようなものとならないよう適切な態勢が整備されているか。		
⑤ 年金給付等積立金の運用に関して、存続厚生年金基金に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げることのないよう適切な態勢が整備されているか。		
⑥ 金商業等府令第96条第2項第2号に規定するファンド資産及びその運用に係る重要な業務を行う者に係るデューディリジェンス及び継続的なモニタリングを行うに当たり、その具体的な基準及び手法を定めた社内規則や業務マニュアル等を整備するとともに、コンプライアンス部門やリスク管理部門が当該デューディリジェンス及びモニタリングの実施状況につき検証を行う等、必要に応じた適切な態勢が整備されているか。 (注) 投資一任業者は、顧客である存続厚生年金基金に対し、必要なリスク説明等を行うことが求められているが、当該リスク説明等を行ったことのみによって、投資一任業者としての善管注意義務を免れるわけではないことに留意するものとする。		

2. 投資信託委託業等

業務執行態勢（監督指針Ⅵ－2－3－1（1）～（2））

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
（1）運用財産の運用・管理 家計におけるライフサイクルに応じた中長期の資産形成を後押しするとともに、家計の金融資産等が資本市場を通じて成長企業へ供給されるためには、これらを繋ぐ投資信託等が重要な役割を担うものと考えられる。よって、投資信託委託会社等は、顧客のニーズを踏まえて安定的な資産形成に資する商品の開発・提供を積極的に行っていくことが期待される。	—	—

このような点も踏まえつつ、投資信託委託会社等が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。		
① 運用方針を決定する社内組織に関する事項（具体的な意思決定プロセスを含む。）が、適切に規定されているか。		
② 運用部門における運用財産の運用方法が、具体的に定められているか。また、投資信託の運用体制の状況に関し、受益者等に対し、それぞれの投資信託の特性に応じて、例えば以下のような点について分かりやすい明示に努めているか。さらに、ファンド・オブ・ファンズ方式での運用を行う投資信託については、受益者等に対し投資先ファンドの概要（主な投資対象等）や投資先ファンドの運用管理費用を含めた実質的な負担率について分かりやすい明示に努めるとともに、販売する金融商品取引業者等に対して運用管理費用を説明するための情報を提供しているか。 イ. 運用担当者に係る事項（運用責任者の運用経験年数・経歴等、運用チームの概要等） ロ. 運用基本方針を踏まえた具体的な運用に当たっての投資判断の決定プロセス		
③ 運用財産相互間又は運用財産と自己若しくは第三者の資産相互間における有価証券等の取引に関する管理態勢整備が適切に行われているか。		
④ 金商法第42条の3の規定により権利者のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合（当該他の者が委託された権限の一部を再委託する場合を含む。）に、委託先の選定基準や事務連絡方法が適切に定められているか。また、委託先の業務遂行能力や、契約条項の遵守状況について継続的に確認できる体制が整備されているか。さらに、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策（業務の改善の指導、再委任の解消等）を明確に定めているか。		
⑤ 発注先や業務委託先等の選定に関し、当該者に係る取引執行能力、法令等遵守状況、信用リスク及び取引コスト等に関する事項が、勘案すべき事項として適切に定められているか。		

⑥ 投資判断に係るプロセスの適切性を含め、運用財産が投資信託約款、資産運用契約又は運用ガイドライン等に則り、適切に運用されているか（運用状況の記録を保存しているかを含む。）どうかについて、運用部門から独立した部門により定期的な検証が行われる体制が整備されているか。		
⑦ MRF（投信法施行規則第25条第2号に規定する公社債投資信託をいう。以下⑦において同じ。）については、保有債券の突発的な価値の下落等により基準価額が1口1円を割り込むことで個人投資家の証券取引等に支障が生じることを回避するため、元本に生じた損失の全部又は一部を補填することが例外的に認められるが（金商法第42条の2第6号、金商業等府令第129条の2）、これによりMRFの安定運用や投資信託委託会社等の健全性を害する事態とならないよう、MRFの運用に当たっては、投資信託協会自主規制規則「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFの安定運用のための投資制限を遵守しているか。		
（２）取引の執行 投資信託委託会社等は、取引の執行に当たり、取引価格、その他執行コストを総合的に勘案して、最も権利者の利益に資する取引形態を選択することが求められている。金融技術の発達により取引形態の多様化が進んでいる現状にかんがみ、投資信託委託会社等の取引の執行状況について、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。	—	—
① 平均単価による取引（約定日・受渡日が同一の取引につき、銘柄ごと・売買別に、単価の異なる複数の約定を合算し、平均単価を単価とする取引をいう。） イ．部門の分離 投資判断を行う部門と、注文を発注する部門は分離されているか。組織的な分離が困難な場合、少なくとも両者の役割を担当者レベルで分離しているか。 ロ．取引の検証 管理部門等が、平均単価による取引に係る一連の業務プロセス等について、適切に検証できる態勢となっているか。 ハ．権利者への開示及び権利者の同意 （投資法人との資産運用契約に係る場合に限る。） 権利者への事前開示及び権利者の同意の下、平均単価による取引を行っているか。また、複数の運用財産に		

係る約定配分を伴う発注を行う場合には、権利者に対して、内出来時の配分基準について適切に説明しているか。		
② 一括発注による取引 複数の運用財産について、銘柄、売買の別を同一にする注文を一括して発注し、その約定内容を銘柄ごと・売買別に合算した後に、投資信託委託会社等が予め定めた配分基準により、各運用財産への約定配分を行う場合には、運用財産間の公平性を確保する観点から、上記①に準じた体制整備等が行われているか。		
③ 運用財産相互間における取引 運用財産相互間取引は、一方のファンドの投資者に不利益となるおそれがあり、ファンド間の利益の付け替えといった投資者保護上問題がある行為にも用いられ得ることから、原則として禁止されている。 他方、金商業等府令第129条第1項第1号に規定する取引については、運用財産相互間取引の禁止の適用除外が認められているところ、運用財産相互間取引を行うに当たっては、管理部門等が同号イ及びロに掲げる要件の全てを満たしていることを適切に検証できる態勢が求められる。 金商業等府令第129条第1項第1号イ(4)に規定する「必要かつ合理的と認められる場合」とは、投資信託委託会社等が運用財産相互間取引を行う場合に、顧客間における公平性の確保及び顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請が満たされている場合をいうところ、運用財産相互間取引を行う両ファンドそれぞれにおける当該「売り」又は「買い」の投資判断に必要性・合理性があり、かつ、当該投資判断に基づく最良執行のために運用財産相互間取引が行われる（又は最良執行のために行った取引が結果的に運用財産相互間で対当する）場合は、これに該当する。 投資判断の必要性・合理性の有無の判断に当たっては、各ファンドの投資方針・投資計画（投資信託委託会社等がリスク管理等の観点から社内で設定している投資制限を含む）、ファンドの解約・設定に伴う資金の流出入（各ファンドのポートフォリオ維持のために売買を行う必要性等を含む）等の事情が考慮される。 他方、最良執行の観点からは、取引の価額に加えて、取引コストやマーケット		

インパクト軽減等の事情が考慮される。 こうした観点からすれば、以下のような取引についても、ファンド間の公平性・公正な価格形成が図られており、「必要かつ合理的と認められる場合」に該当すると考えられる（ただし、これらは例示に過ぎず、当該例示に限られるものではない。）。 イ. 異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれが無く、かつ、同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量が与えられていないもの。） ロ. 寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。） ハ. ゼラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引（当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。） ニ. 契約又は信託約款等の規定に基づきシステム的に運用するインデックスファンドに係る取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。） ホ. 個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、投資信託委託会社等以外の第三者に委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。） ヘ. 銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）		
--	--	--

受益者等に対する勧誘・説明態勢（監督指針Ⅵ－２－３－２（１）～（２））

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
（１）誇大広告の禁止等	—	—
① 運用の実績、内容又は方法が他の金融商品取引業者よりも著しく優れている旨の表示を根拠を示さずに行っていないか。		
② 運用の実績を掲げて広告を行う場合に、その一部を強調すること等により、投資		

者に誤解を与える表示を行っていないか。(運用の実績を掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、運用の評価方法、使用ベンチマーク等に係る根拠が明確に示されているか、運用の実績は過去のものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。)		
③ 運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合に、恣意的な前提条件を置くこと等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。(運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、シミュレーションの前提条件等に係る根拠が明確に示されているか、シミュレーションは所定の前提条件を元にしたものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。)		
(2) 利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付 投信法第13条第1項の規定による受益者への書面の交付に当たっては、用語の解釈は次のとおりとし、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。	—	—
① 「同種の資産」の解釈 投信法第13条第1項第1号、第2号及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「投信法施行令」という。)第19条第1項に規定する「同種の資産」には、投資信託約款又は投資法人の規約において投資の対象とする特定資産の内容に制限が付されていることにより、当該特定資産の内容と他の委託者指図型投資信託又は投資法人の投資の対象とする特定資産の内容が競合しない場合を含まない。		
② 「管理の委託」の解釈 投信法施行令第19条第3項第1号の「管理の委託」とは、不動産に係るテナントとの賃貸借契約の更改や賃料の収受のテナント管理業務を委託するものをいい、建物の警備や保守等を外部の専門業者に委託する場合を含まない。		

弊害防止措置・忠実義務(監督指針VI-2-3-3(1)～(3))

監督指針	当社対応の概要	該当する
------	---------	------

		社内規程
(1) 二以上の種別の業務を行う場合の留意事項について 投資信託委託会社等が二以上の業務の種別（金商法第29条の2第1項第5号に規定する業務の種別をいう。）に係る業務を行う場合の弊害防止措置については、利益相反行為の防止など業務の適切性を確保する観点から、その業容に応じて、例えば次のような点に留意して検証することとする。	—	—
① 異なる種別の業務間における弊害防止措置として、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。		
② 金商業等府令第147条第2号の「非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理規則の制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保されているか。		
(2) 投資運用業における利益相反等の未然防止に係る留意事項について 特定の権利者の利益を図るため他の業務の権利者の利益を害することとなる行為等を未然に防ぐため、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。	—	—
(3) 権利者への忠実義務 運用財産の運用において事務ミス等の自己の過失により権利者に損害を与え、その損害について権利者に損害賠償を行わない場合、忠実義務違反に該当する可能性があることに留意する。これは、事務ミス等が業務委託先で発生した場合であっても、権利者に対して責任がある投資信託委託会社等がその損害について権利者に損害賠償を行わないときは同様である。	—	—

業務継続態勢（BCM）（監督指針Ⅵ－２－３－４（２））

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
(2) 主な着眼点 業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、金融商品取引業協会、証券会社等及び関係機関等と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となってい	—	—

るか。 例えば、 ① 災害等に備えた顧客データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。 ② コンピュータシステムセンター等の安全対策（必要に応じたバックアップセンターの配置、要員・通信回線確保等）は講じられているか。 ③ これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。 ④ 顧客の生活、経済活動及び金融商品市場の機能維持の観点から重要な業務（投資信託（MMF、MRFを含む。）の解約注文に伴う解約口数の集計、連絡業務（販売会社からの解約連絡受付、集計、受託銀行への連絡等）、基準価額の算出、発表業務、既存ポジションの把握、必要最小限の運用指図業務及び直販顧客に係る解約業務（直販顧客からの解約受付等窓口業務）並びにこれらの業務を遂行するための法令対応（有価証券届出書等の作成・提出等も含む。）、組織管理、システム管理及び危機管理業務等（顧客説明業務を含む。）、を、暫定的な手段（手作業、バックアップセンターにおける処理等）により再開（リカバリー）するまでの目標時間が具体的に計画されているか。 ⑤ 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。 （参考）「金融機関における業務継続体制の整備について」（日本銀行、2003年7月） 「業務継続のための基本原則」（ジョイント・フォーラム、2006年8月） このほか、基本的に、Ⅲ－２－９に基づき、対応することとする。		
--	--	--

その他留意事項（監督指針Ⅵ－２－３－５）（監督指針Ⅵ－２－２－５(2)～(3)）

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
（２）現金担保の再投資についての留意事項 証券の貸し手（及び／又はその代理業者）である投資信託委託会社等は、担保付きで行う証券の貸借取引の際に受領した現金担保を再投資する場合には、それがレバレッジをかけて運用していると認められる場合に限り、	—	—

金融安定理事会「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」（平成25年8月）の提言6を踏まえ、以下のような点に留意することとする。		
① ハイレベル原則 イ. 現金担保の再投資に係る戦略や投資ガイドラインを策定するにあたっては、証券の借り手によっていつでも現金担保の払戻し請求がされ得る可能性に鑑み、合理的に予想される現金担保の払戻し請求に応じるに足る十分な流動性を有する資産を保有しているかを検討のうえ、関連する流動性リスクを管理する措置を講じることとしているか。 ロ. 現金担保を再投資するにあたっては、元本の保全を主な目的の一つとして実施することとしているか。特に、現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを策定するにあたっては、現金担保の再投資の対象資産の市場の流動性が低下し、当該資産の流動化が損失を招くような状況において、予期せぬ多額の現金担保の払戻し請求があった場合に当該請求に応じることができるか否かを勘案することとしているか。 ハ. 現金担保の再投資は、証券の貸し手である投資信託委託会社等が定め、社内で承認を受けた投資方針に沿って実施されることで、当該投資信託委託会社等のリスクプロファイルに重大な追加的リスクが生じないようにすることとしているか。現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを策定・承認するにあたっては、自社の活動全体に対する当該活動の規模を勘案することとしているか。 ニ. 現金担保の再投資に係る投資ガイドラインが、正式に文書化され、現金担保の実質保有者に通達されることとしているか。 ホ. 現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを、明示的に承認し、正式に文書化し、定期的に見直しを行うこととしているか。当該ガイドラインは、①のハイレベル原則に沿った内容となっているか。証券の貸し手の代理業者である投資信託委託会社等は、全ての顧客がこのような現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを備えていることを確認しているか。		

へ。現金担保の払戻し請求に備えて保有する資産は、非常に流動性の高い、透明性のある価格設定がされたものであり、少なくとも日次で値洗いされ、必要な場合には売却前の評価額に近い価格での売却が可能か。		
② 流動性リスク、信用リスク、及びその他のリスク イ。現金担保を再投資するにあたって、次のような点に留意することとしているか。 a. 内在する満期ミスマッチを抑制する措置を講じているか。 b. 合理的に予想される現金担保の払戻し請求に応じるに足る十分な流動性を有し、かつリスクの低い資産（ストレスシナリオに備えるためのバッファを含む。）を保有しているか。 c. 現金担保の再投資に係る投資ガイドラインに基づくリスク管理態勢を構築しているか。 ロ。現金担保の再投資に係るポートフォリオ制限や、現金担保の払戻し請求に備えた流動性バッファについて、次のような要件を策定し、継続的に遵守しているか。 a. 合理的に予想される現金担保の払戻し請求に応じるべく、短期間（例えば、「一日」や「一週間」）で容易に換金可能な再投資先として、次のようなポートフォリオに最低限の割合を設定しているか。 ・ 短期預金（信用力の高い金融機関に預け入れられるものに限る。） ・ 極めて流動性の高い短期金融資産（例えば、信用力の高い短期国債や債券） ・ 短期取引（例えば、極めて流動性の高い資産を裏付とするオーバーナイトのリバースレポ取引） b. 再投資先のポートフォリオについて、WAM（加重平均満期）及び／又はWAL（加重平均残余期間）に一定の上限を設定しているか。 c. 再投資先の個々の組入資産の残存期間について、流動性に応じた資産区分によって異なる上限を設定しているか。		
③ ストレステスト		

イ. 合理的に予想される、及び予期せぬ現金担保の払戻し請求に応じることができるかを評価すべく、継続的にストレステストを実施することとしているか。 ロ. 上記イのストレステストは、現金担保の再投資先のポートフォリオの流動性を評価するにあたって、次のようなストレスシナリオを設定しているか。 a. 金利変動 b. 想定を超える金額の現金担保の払戻し請求 c. 貸付証券を含むファンドの投資家からの想定を超える償還請求 d. 現金担保の再投資先のポートフォリオにおける信用力の変動		
④ 開示 イ. 証券の貸し手の代理業者である投資信託委託会社等は、証券の実質保有者である顧客に対し、十分な頻度で、貸付証券のポートフォリオ及び現金担保の再投資先のポートフォリオの構成銘柄及び評価額に係る開示を行っているか。 ロ. 上記イの開示事項として、少なくとも次のようなものが含まれているか。 a. 現金、又は流動性ホライズンが「一日」や「一週間」の現金同等物で保有している資産の割合 b. 現金担保の再投資先のポートフォリオのW A M（加重平均満期）及び／又はW A L（加重平均残余期間） c. 個別投資の最長残存期間 d. 「流動性の低い証券」（その定義の仕方を含む。）で保有している資産の割合 e. 貸付証券を含むファンドにおける以下の項目の最大エクスポージャー ・個別証券 ・発行体 ・資産の種類 f. 有担保エクスポージャーと無担保エクスポージャーの配分 g. リバースレポ取引で受領した担保の配当 h. 現金担保の再投資先のポートフォリオの平均利回り i. ストレステストの結果		
（３）レポ形式の取引についての留意事項 投資信託委託会社等が担保付きで行う証券	—	—

の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買（以下「レポ形式の取引」という。）を行うとき（その代理業者である場合を含む。）には、金融安定理事会「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」（平成25年8月）の提言9を踏まえ、担保の評価及び管理について、以下のような社内規定等を策定しているか。		
① 担保の種類 レポ形式の取引に係る担保としては、取引相手の破綻時であっても次のような要件を満たすものだけを認めることとしているか。 イ. 法令等に反することなく一定期間保有することが可能であること。 ロ. 評価が可能であること。 ハ. 適切なリスク管理が可能であること。		
② コンティンジェンシープラン イ. 市場で最大規模の取引相手が破綻した場合（市場のストレス時を含む。）のコンティンジェンシープランを策定しているか。 ロ. 上記イのコンティンジェンシープランには、次のような項目が含まれているか。 a. デフォルト後の担保の管理方法 b. 秩序ある方法での担保の流動化の可否		
③ マージンコール イ. 担保及び貸付証券の値洗いを少なくとも日次で行うこととしているか。 ロ. マージンコール（値洗いにより生じた担保金の過不足を期間内にいつでも請求することができる権利のことをいう。）を少なくとも日次で行うこととしているか。		

3. 外国投資信託委託業

業務執行態勢（監督指針Ⅵ－2－3－1（1）～（2））

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
（1）運用財産の運用・管理 家計におけるライフサイクルに応じた中長期の資産形成を後押しするとともに、家計の金融資産等が資本市場を通じて成長企業へ供給されるためには、これらを繋ぐ投資信託等が重要な役割を担うものと考えられる。よって、投資信託委託会社等は、顧客のニーズを踏まえて安定的な資産形成に資する商品の開	—	—

発・提供を積極的に行っていくことが期待される。 このような点も踏まえつつ、投資信託委託会社等が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。		
① 運用方針を決定する社内組織に関する事項（具体的な意思決定プロセスを含む。）が、適切に規定されているか。		
② 運用部門における運用財産の運用方法が、具体的に定められているか。また、投資信託の運用体制の状況に関し、受益者等に対し、それぞれの投資信託の特性に応じて、例えば以下のような点について分かりやすい明示に努めているか。さらに、ファンド・オブ・ファンズ方式での運用を行う投資信託については、受益者等に対し投資先ファンドの概要（主な投資対象等）や投資先ファンドの運用管理費用を含めた実質的な負担率について分かりやすい明示に努めるとともに、販売する金融商品取引業者等に対して運用管理費用を説明するための情報を提供しているか。 イ. 運用担当者に係る事項（運用責任者の運用経験年数・経歴等、運用チームの概要等） ロ. 運用基本方針を踏まえた具体的な運用に当たっての投資判断の決定プロセス		
③ 運用財産相互間又は運用財産と自己若しくは第三者の資産相互間における有価証券等の取引に関する管理態勢整備が適切に行われているか。		
④ 金商法第42条の3の規定により権利者のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合（当該他の者が委託された権限の一部を再委託する場合を含む。）に、委託先の選定基準や事務連絡方法が適切に定められているか。また、委託先の業務遂行能力や、契約条項の遵守状況について継続的に確認できる体制が整備されているか。さらに、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策（業務の改善の指導、再委任の解消等）を明確に定めているか。		
⑤ 発注先や業務委託先等の選定に関し、当該者に係る取引執行能力、法令等遵守状況、信用リスク及び取引コスト等に関する		

る事項が、勘案すべき事項として適切に定められているか。		
⑥ 投資判断に係るプロセスの適切性を含め、運用財産が投資信託約款、資産運用契約又は運用ガイドライン等に則り、適切に運用されているか（運用状況の記録を保存しているかを含む。）どうかについて、運用部門から独立した部門により定期的な検証が行われる体制が整備されているか。		
⑦ MRF（投信法施行規則第25条第2号に規定する公社債投資信託をいう。以下⑦において同じ。）については、保有債券の突発的な価値の下落等により基準価額が1口1円を割り込むことで個人投資家の証券取引等に支障が生じることを回避するため、元本に生じた損失の全部又は一部を補填することが例外的に認められるが（金商法第42条の2第6号、金商業等府令第129条の2）、これによりMRFの安定運用や投資信託委託会社等の健全性を害する事態とならないよう、MRFの運用に当たっては、投資信託協会自主規制規則「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFの安定運用のための投資制限を遵守しているか。		
（２）取引の執行 投資信託委託会社等は、取引の執行に当たり、取引価格、その他執行コストを総合的に勘案して、最も権利者の利益に資する取引形態を選択することが求められている。金融技術の発達により取引形態の多様化が進んでいる現状にかんがみ、投資信託委託会社等の取引の執行状況について、例えば、以下のよう な点に留意して検証することとする。	—	—
① 平均単価による取引（約定日・受渡日が同一の取引につき、銘柄ごと・売買別に、単価の異なる複数の約定を合算し、平均単価を単価とする取引をいう。） イ. 部門の分離 投資判断を行う部門と、注文を発注する部門は分離されているか。組織的な分離が困難な場合、少なくとも両者の役割を担当者レベルで分離しているか。 ロ. 取引の検証 管理部門等が、平均単価による取引に係る一連の業務プロセス等について、適切に検証できる態勢となっているか。 ハ. 権利者への開示及び権利者の同意（投資法人との資産運用契約に係る場合に限る。） 権利者への事前開示及び権利者の同		

意の下、平均単価による取引を行っているか。また、複数の運用財産に係る約定配分を伴う発注を行う場合には、権利者に対して、内出来時の配分基準について適切に説明しているか。		
② 一括発注による取引 複数の運用財産について、銘柄、売買の別を同一にする注文を一括して発注し、その約定内容を銘柄ごと・売買別に合算した後に、投資信託委託会社等が予め定めた配分基準により、各運用財産への約定配分を行う場合には、運用財産間の公平性を確保する観点から、上記①に準じた体制整備等が行われているか。		
③ 運用財産相互間における取引 運用財産相互間取引は、一方のファンドの投資者に不利益となるおそれがあり、ファンド間の利益の付け替えといった投資者保護上問題がある行為にも用いられ得ることから、原則として禁止されている。 他方、金商業等府令第129条第1項第1号に規定する取引については、運用財産相互間取引の禁止の適用除外が認められているところ、運用財産相互間取引を行うに当たっては、管理部門等が同号イ及びロに掲げる要件の全てを満たしていることを適切に検証できる態勢が求められる。 金商業等府令第129条第1項第1号イ(4)に規定する「必要かつ合理的と認められる場合」とは、投資信託委託会社等が運用財産相互間取引を行う場合に、顧客間における公平性の確保及び顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請が満たされている場合をいうところ、運用財産相互間取引を行う両ファンドそれぞれにおける当該「売り」又は「買い」の投資判断に必要性・合理性があり、かつ、当該投資判断に基づく最良執行のために運用財産相互間取引が行われる（又は最良執行のために行った取引が結果的に運用財産相互間で対当する）場合は、これに該当する。 投資判断の必要性・合理性の有無の判断に当たっては、各ファンドの投資方針・投資計画（投資信託委託会社等がリスク管理等の観点から社内で設定している投資制限を含む）、ファンドの解約・設定に伴う資金の流出入（各ファンドのポートフォリオ維持のために売買を行う必要性等を含む）等の事情が考慮される。 他方、最良執行の観点からは、取引の		

価額に加えて、取引コストやマーケットインパクト軽減等の事情が考慮される。 こうした観点からすれば、以下のような取引についても、ファンド間の公平性・公正な価格形成が図られており、「必要かつ合理的と認められる場合」に該当すると考えられる（ただし、これらは例示に過ぎず、当該例示に限られるものではない。）。 イ. 異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれ無く、かつ、同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量を与えられていないもの。） ロ. 寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。） ハ. ゼラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引（当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。） ニ. 契約又は信託約款等の規定に基づきシステム的に運用するインデックスファンドに係る取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。） ホ. 個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、投資信託委託会社等以外の第三者に委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。） ヘ. 銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）		
---	--	--

受益者等に対する勧誘・説明態勢（監督指針Ⅵ－２－３－２（１））

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
(1) 誇大広告の禁止等	—	—
① 運用の実績、内容又は方法が他の金融商品取引業者よりも著しく優れている旨の		

表示を根拠を示さずに行っていないか。		
② 運用の実績を掲げて広告を行う場合に、その一部を強調すること等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。（運用の実績を掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、運用の評価方法、使用ベンチマーク等に係る根拠が明確に示されているか、運用の実績は過去のものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。）		
③ 運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合に、恣意的な前提条件を置くこと等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。（運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、シミュレーションの前提条件等に係る根拠が明確に示されているか、シミュレーションは所定の前提条件を元にしたものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。）		

弊害防止措置・忠実義務（監督指針Ⅵ－２－３－３（１）～（３））

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
（１）二以上の種別の業務を行う場合の留意事項について 投資信託委託会社等が二以上の業務の種別（金商法第29条の２第１項第５号に規定する業務の種別をいう。）に係る業務を行う場合の弊害防止措置については、利益相反行為の防止など業務の適切性を確保する観点から、その業容に応じて、例えば次のような点に留意して検証することとする。	—	—
① 異なる種別の業務間における弊害防止措置として、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。		
② 金商業等府令第147条第２号の「非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理規則の制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保されているか。		
（２）投資運用業における利益相反等の未	—	—

然防止に係る留意事項について		
特定の権利者の利益を図るため他の業務の権利者の利益を害することとなる行為等を未然に防ぐため、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。		
(3) 権利者への忠実義務	—	—
運用財産の運用において事務ミス等の自己の過失により権利者に損害を与え、その損害について権利者に損害賠償を行わない場合、忠実義務違反に該当する可能性があることに留意する。これは、事務ミス等が業務委託先で発生した場合であっても、権利者に対して責任がある投資信託委託会社等がその損害について権利者に損害賠償を行わないときは同様である。		

その他留意事項（監督指針Ⅵ－２－３－５）（監督指針Ⅵ－２－２－５(2)～(3)）

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
(2) 現金担保の再投資についての留意事項 証券の貸し手（及び／又はその代理業者）である投資信託委託会社等は、担保付きで行う証券の貸借取引の際に受領した現金担保を再投資する場合には、それがレバレッジをかけて運用していると認められる場合に限り、金融安定理事会「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」（平成25年8月）の提言6を踏まえ、以下のような点に留意することとする。	—	—
① ハイレベル原則 イ. 現金担保の再投資に係る戦略や投資ガイドラインを策定するにあたっては、証券の借り手によっていつでも現金担保の払戻し請求がされ得る可能性に鑑み、合理的に予想される現金担保の払戻し請求に応じるに足る十分な流動性を有する資産を保有しているかを検討のうえ、関連する流動性リスクを管理する措置を講じることとしているか。 ロ. 現金担保を再投資するにあたっては、元本の保全を主な目的の一つとして実施することとしているか。特に、現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを策定するにあたっては、現金担保の再投資の対象資産の市場の流動性が低下し、当該資産の流動化が損失を招くような状況において、予期せぬ多額の現金担保の払戻し請求があった場合に当該請求に		

応じることができるか否かを勘案することとしているか。 ハ. 現金担保の再投資は、証券の貸し手である投資信託委託会社等が定め、社内で承認を受けた投資方針に沿って実施されることで、当該投資信託委託会社等のリスクプロファイルに重大な追加的リスクが生じないようにすることとしているか。現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを策定・承認するにあたっては、自社の活動全体に対する当該活動の規模を勘案することとしているか。 ニ. 現金担保の再投資に係る投資ガイドラインが、正式に文書化され、現金担保の実質保有者に通達されることとしているか。 ホ. 現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを、明示的に承認し、正式に文書化し、定期的に見直しを行うこととしているか。当該ガイドラインは、①のハイレベル原則に沿った内容となっているか。証券の貸し手の代理業者である投資信託委託会社等は、全ての顧客がこのような現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを備えていることを確認しているか。 ヘ. 現金担保の払戻し請求に備えて保有する資産は、非常に流動性の高い、透明性のある価格設定がされたものであり、少なくとも日次で値洗いされ、必要な場合には売却前の評価額に近い価格での売却が可能か。		
② 流動性リスク、信用リスク、及びその他のリスク イ. 現金担保を再投資するにあたって、次のような点に留意することとしているか。 a. 内在する満期ミスマッチを抑制する措置を講じているか。 b. 合理的に予想される現金担保の払戻し請求に応じるに足る十分な流動性を有し、かつリスクの低い資産（ストレスシナリオに備えるためのバッファを含む。）を保有しているか。 c. 現金担保の再投資に係る投資ガイドラインに基づくリスク管理態勢を構築しているか。 ロ. 現金担保の再投資に係るポートフォリオ制限や、現金担保の払戻し請求に備えた流動性バッファについて、次のような要件を策定し、継続		

的に遵守しているか。 a. 合理的に予想される現金担保の払戻し請求に応じるべく、短期間（例えば、「一日」や「一週間」）で容易に換金可能な再投資先として、次のようなポートフォリオに最低限の割合を設定しているか。 ・ 短期預金（信用力の高い金融機関に預け入れられるものに限る。） ・ 極めて流動性の高い短期金融資産（例えば、信用力の高い短期国債や債券） ・ 短期取引（例えば、極めて流動性の高い資産を裏付とするオーバーナイトのリバースレポ取引） b. 再投資先のポートフォリオについて、WAM（加重平均満期）及び／又はWAL（加重平均残余期間）に一定の上限を設定しているか。 c. 再投資先の個々の組入資産の残存期間について、流動性に応じた資産区分によって異なる上限を設定しているか。		
③ ストレステスト イ. 合理的に予想される、及び予期せぬ現金担保の払戻し請求に応じることができるかを評価すべく、継続的にストレステストを実施することとしているか。 ロ. 上記イのストレステストは、現金担保の再投資先のポートフォリオの流動性を評価するにあたって、次のようなストレスシナリオを設定しているか。 a. 金利変動 b. 想定を超える金額の現金担保の払戻し請求 c. 貸付証券を含むファンドの投資家からの想定を超える償還請求 d. 現金担保の再投資先のポートフォリオにおける信用力の変動		
④ 開示 イ. 証券の貸し手の代理業者である投資信託委託会社等は、証券の実質保有者である顧客に対し、十分な頻度で、貸付証券のポートフォリオ及び現金担保の再投資先のポートフォリオの構成銘柄及び評価額に係る開示を行っているか。 ロ. 上記イの開示事項として、少なくとも		

も次のようなものが含まれているか。 a. 現金、又は流動性ホライズンが「一日」や「一週間」の現金同等物で保有している資産の割合 b. 現金担保の再投資先のポートフォリオのW A M（加重平均満期）及び／又はW A L（加重平均残余期間） c. 個別投資の最長残存期間 d. 「流動性の低い証券」（その定義の仕方を含む。）で保有している資産の割合 e. 貸付証券を含むファンドにおける以下の項目の最大エクスポージャー ・個別証券 ・発行体 ・資産の種類 f. 有担保エクスポージャーと無担保エクスポージャーの配分 g. リバースレポ取引で受領した担保の配当 h. 現金担保の再投資先のポートフォリオの平均利回り i. ストレステストの結果		
（３）レポ形式の取引についての留意事項 投資信託委託会社等が担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買（以下「レポ形式の取引」という。）を行うとき（その代理業者である場合を含む。）には、金融安定理事会「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」（平成25年８月）の提言９を踏まえ、担保の評価及び管理について、以下のような社内規定等を策定しているか。	—	—
① 担保の種類 レポ形式の取引に係る担保としては、取引相手の破綻時であっても次のような要件を満たすものだけを認めることとしているか。 イ. 法令等に反することなく一定期間保有することが可能であること。 ロ. 評価が可能であること。 ハ. 適切なリスク管理が可能であること。		
② コンティンジェンシープラン イ. 市場で最大規模の取引相手が破綻した場合（市場のストレス時を含む。）のコンティンジェンシープランを策定しているか。 ロ. 上記イのコンティンジェンシープランには、次のような項目が含まれて		

いるか。 a. デフォルト後の担保の管理方法 b. 秩序ある方法での担保の流動化の可否		
③ マージンコール イ. 担保及び貸付証券の値洗いを少なくとも日次で行うこととしているか。 ロ. マージンコール（値洗いにより生じた担保金の過不足を期間内にいつでも請求することができる権利のことをいう。）を少なくとも日次で行うこととしているか。		

4. ファンド運用業

業務執行態勢（監督指針Ⅵ－２－５－１（１）～（２））

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
（１）運用財産の運用・管理 ファンド運用会社が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。	—	—
① 運用方針を決定する社内組織に関する事項（具体的な意思決定プロセスを含む。）が、適切に規定されているか。		
② 運用部門における運用財産の運用方法が、具体的に定められているか。		
③ 運用財産相互間又は運用財産と自己若しくは第三者の資産相互間における有価証券等の取引に関する管理態勢整備が適切に行われているか。		
④ 金商法第42条の3の規定により権利者のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合（当該他の者が委託された権限の一部を再委託する場合を含む。）に、委託先の選定基準や事務連絡方法が適切に定められているか。また、委託先の業務遂行能力や、契約条項の遵守状況について継続的に確認できる態勢が整備されているか。さらに、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策（業務の改善の指導、再委任の解消等）を明確に定めているか。		
⑤ 発注先や業務委託先等の選定に関し、当該者に係る取引執行能力、法令等遵守状況、信用リスク及び取引コスト等に関する事項が、勘案すべき事項として適切に		

定められているか。		
⑥ 投資判断に係るプロセスの適切性を含め、運用財産が金商法第2条第2項第5号に規定する出資者との出資契約又は運用ガイドライン等に則り、適切に運用されているか（運用状況の記録を保存しているかを含む。）どうかについて、運用部門から独立した部門により定期的な検証が行われる体制が整備されているか。		
（２）取引の執行 ファンド運用会社は、取引の執行に当たり、取引価格、その他執行コストを総合的に勘案して、最も顧客の利益に資する取引形態を選択することが求められている。金融技術の発達により取引形態の多様化が進んでいる現状にかんがみ、ファンド運用会社の取引の執行状況について、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。	—	—
① 平均単価による取引（約定日・受渡日が同一の取引につき、銘柄ごと・売買別に、単価の異なる複数の約定を合算し、平均単価を単価とする取引をいう。） イ. 部門の分離 投資判断を行う部門と、注文を発注する部門は分離されているか。組織的な分離が困難な場合、少なくとも両者の役割を担当者レベルで分離しているか。 ロ. 取引の検証 管理部門等が、平均単価による取引に係る一連の業務プロセス等について、適切に検証できる態勢となっているか。 ハ. 顧客への開示及び顧客の同意 顧客への事前開示及び顧客の同意の下、平均単価による取引を行っているか。また、複数の運用財産に係る約定配分を伴う発注を行う場合には、顧客に対して、内出来時の配分基準について適切に説明しているか。		
② 一括発注による取引 複数の運用財産について、銘柄、売買の別を同一にする注文を一括して発注し、その約定内容を銘柄ごと・売買別に合算した後に、金融商品取引業者が予め定めた配分基準により、各運用財産への約定配分を行う場合には、顧客間の公平性を確保する観点から、上記①に準じた体制整備等が行われているか。		
③ 運用財産相互間における取引 運用財産相互間取引は、一方のファンドの投資者に不利益となるおそれがある		

り、ファンド間の利益の付け替えといった投資者保護上問題がある行為にも用いられ得ることから、原則として禁止されている。 他方、金商業等府令第129条第1項第1号に規定する取引については、運用財産相互間取引の禁止の適用除外が認められているところ、運用財産相互間取引を行うに当たっては、管理部門等が同号イ及びロに掲げる要件の全てを満たしていることを適切に検証できる態勢が求められる。金商業等府令第129条第1項第1号イ(4)に規定する「必要かつ合理的と認められる場合」とは、ファンド運用会社が運用財産相互間取引を行う場合に、顧客間における公平性の確保及び顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請が満たされている場合をいうところ、運用財産相互間取引を行う両ファンドそれぞれにおける当該「売り」又は「買い」の投資判断に必要性・合理性があり、かつ、当該投資判断に基づく最良執行のために運用財産相互間取引が行われる（又は最良執行のために行った取引が結果的に運用財産相互間で対当する）場合は、これに該当する。 投資判断の必要性・合理性の有無の判断に当たっては、各ファンドの投資方針（ファンド運用会社がリスク管理等の観点から社内で設定している投資制限を含む）、ファンドの解約・設定に伴う資金の流出入（各ファンドのポートフォリオ維持のために売買を行う必要性等を含む）等の事情が考慮される。 他方、最良執行の観点からは、取引の価額に加えて、取引コストやマーケットインパクト軽減等の事情が考慮される。こうした観点からすれば、以下のような取引についても、ファンド間の公平性・公正な価格形成が図られており、「必要かつ合理的と認められる場合」に該当すると考えられる（ただし、これらは例示に過ぎず、当該例示に限られるものではない。）。 イ. 異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれが無く、かつ、同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量を与えられていないもの。） ロ. 寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引（当該銘柄		
---	--	--

に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。) ハ. ザラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引（当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。) ニ. 契約又は信託約款等の規定に基づきシステム的に運用するインデックスファンドに係る取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。) ホ. 個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、ファンド運用会社以外の第三者に委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。) ヘ. 銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。)		
--	--	--

勧誘・説明態勢（監督指針Ⅵ－２－５－２（１）～（２））

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
（１）誇大広告の禁止等	—	—
① 運用の実績、内容又は方法が他の金融商品取引業者よりも著しく優れている旨の表示を根拠を示さずに行っていないか。		
② 運用の実績を掲げて広告を行う場合に、その一部を強調すること等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。（運用の実績を掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、運用の評価方法、使用ベンチマーク等に係る根拠が明確に示されているか、運用の実績は過去のものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。）		
③ 運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合に、恣意的な前提条件を置くこと等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。（運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必		

要がある。例えば、シミュレーションの前提条件等に係る根拠が明確に示されているか、シミュレーションは所定の前提条件を元にしたものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。）		
（２）契約締結前の書面交付に係る留意事項	—	—
ファンド運用会社が投資運用業に係る業務以外の業務（兼業業務）を行う場合であって、投資運用業に係る報酬と兼業業務に係る手数料等を同一契約において一体として徴収する場合は、金商法第37条の3第1項第4号の「当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項」には、投資運用業に対する報酬の額と兼業業務に対する手数料等の額との区分を明確にすること。		

弊害防止措置・忠実義務（監督指針Ⅵ－２－５－３（１）～（３））

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
（１）二以上の種別の業務を行う場合の留意事項について ファンド運用会社が二以上の業務の種別（金商法第29条の2第1項第5号に規定する業務の種別をいう。）に係る業務を行う場合の弊害防止措置については、利益相反行為の防止など業務の適切性を確保する観点から、その業容に応じて、例えば次のような点に留意して検証することとする。	—	—
① 異なる種別の業務間における弊害防止措置として、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。		
② 金商業等府令第147条第2号の「非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理規則の制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保されているか。		
（２）投資運用業における利益相反等の未然防止に係る留意事項について	—	—
特定の権利者の利益を図るため他の業務の権利者利益を害することとなる行為等を未然に防ぐため、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。		

(3) 権利者等への忠実義務	—	—
運用財産の運用において事務ミス等の自己の過失により権利者に損害を与え、その損害について権利者に損害賠償を行わない場合、忠実義務違反に該当する可能性があることに留意する。これは、事務ミス等が業務委託先で発生した場合であっても、権利者に対して責任があるファンド運用会社がその損害について権利者に損害賠償を行わないときは同様である。		

その他留意事項（監督指針Ⅵ－２－５－４）（監督指針Ⅵ－２－２－５(2)～(3)）

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
(2) 現金担保の再投資についての留意事項 証券の貸し手（及び／又はその代理業者）であるファンド運用会社は、担保付きで行う証券の貸借取引の際に受領した現金担保を再投資する場合には、それがレバレッジをかけて運用していると認められる場合に限り、金融安定理事会「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」（平成25年8月）の提言6を踏まえ、以下のような点に留意することとする。	—	—
① ハイレベル原則 イ. 現金担保の再投資に係る戦略や投資ガイドラインを策定するにあたっては、証券の借り手によっていつでも現金担保の払戻し請求がされ得る可能性に鑑み、合理的に予想される現金担保の払戻し請求に応じるに足る十分な流動性を有する資産を保有しているかを検討のうえ、関連する流動性リスクを管理する措置を講じることとしているか。 ロ. 現金担保を再投資するにあたっては、元本の保全を主な目的の一つとして実施することとしているか。特に、現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを策定するにあたっては、現金担保の再投資の対象資産の市場の流動性が低下し、当該資産の流動化が損失を招くような状況において、予期せぬ多額の現金担保の払戻し請求があった場合に当該請求に応じることができるか否かを勘案することとしているか。 ハ. 現金担保の再投資は、証券の貸し手であるファンド運用会社が定め、社内で承認を受けた投資方針に沿って実施されることで、当該ファンド運		

用会社のリスクプロファイルに重大な追加的リスクが生じないようにすることとしているか。現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを策定・承認するにあたっては、自社の活動全体に対する当該活動の規模を勘案することとしているか。 ニ. 現金担保の再投資に係る投資ガイドラインが、正式に文書化され、現金担保の実質保有者に通達されることとしているか。 ホ. 現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを、明示的に承認し、正式に文書化し、定期的に見直しを行うこととしているか。当該ガイドラインは、①のハイレベル原則に沿った内容となっているか。証券の貸し手の代理業者であるファンド運用会社は、全ての顧客がこのような現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを備えていることを確認しているか。 ヘ. 現金担保の払戻し請求に備えて保有する資産は、非常に流動性の高い、透明性のある価格設定がされたものであり、少なくとも日次で値洗いされ、必要な場合には売却前の評価額に近い価格での売却が可能か。		
② 流動性リスク、信用リスク、及びその他のリスク イ. 現金担保を再投資するにあたって、次のような点に留意することとしているか。 a. 内在する満期ミスマッチを抑制する措置を講じているか。 b. 合理的に予想される現金担保の払戻し請求に応じるに足る十分な流動性を有し、かつリスクの低い資産（ストレスシナリオに備えるためのバッファを含む。）を保有しているか。 c. 現金担保の再投資に係る投資ガイドラインに基づくリスク管理態勢を構築しているか。 ロ. 現金担保の再投資に係るポートフォリオ制限や、現金担保の払戻し請求に備えた流動性バッファについて、次のような要件を策定し、継続的に遵守しているか。 a. 合理的に予想される現金担保の払戻し請求に応じるべく、短期間（例えば、「一日」や「一週間」）で容易に換金可能な再投資先として、次のようなポートフ		

オリオに最低限の割合を設定しているか。 ・短期預金（信用力の高い金融機関に預け入れられるものに限る。） ・極めて流動性の高い短期金融資産（例えば、信用力の高い短期国債や債券） ・短期取引（例えば、極めて流動性の高い資産を裏付とするオーバーナイトのリバースレポ取引） b. 再投資先のポートフォリオについて、WAM（加重平均満期）及び／又はWAL（加重平均残存期間）に一定の上限を設定しているか。 c. 再投資先の個々の組入資産の残存期間について、流動性に応じた資産区分によって異なる上限を設定しているか。		
③ ストレステスト イ. 合理的に予想される、及び予期せぬ現金担保の払戻し請求に応じることができるかを評価すべく、継続的にストレステストを実施することとしているか。 ロ. 上記イのストレステストは、現金担保の再投資先のポートフォリオの流動性を評価するにあたって、次のようなストレスシナリオを設定しているか。 a. 金利変動 b. 想定を超える金額の現金担保の払戻し請求 c. 貸付証券を含むファンドの投資家からの想定を超える償還請求 d. 現金担保の再投資先のポートフォリオにおける信用力の変動		
④ 開示 イ. 証券の貸し手の代理業者であるファンド運用会社は、証券の実質保有者である顧客に対し、十分な頻度で、貸付証券のポートフォリオ及び現金担保の再投資先のポートフォリオの構成銘柄及び評価額に係る開示を行っているか。 ロ. 上記イの開示事項として、少なくとも次のようなものが含まれているか。 a. 現金、又は流動性ホライズンが「一日」や「一週間」の現金同等物で保有している資産の割合 b. 現金担保の再投資先のポートフ		

オリオのWAM（加重平均満期）及び／又はWAL（加重平均残余期間） c. 個別投資の最長残存期間 d. 「流動性の低い証券」（その定義の仕方を含む。）で保有している資産の割合 e. 貸付証券を含むファンドにおける以下の項目の最大エクスポージャー ・個別証券 ・発行体 ・資産の種類 f. 有担保エクスポージャーと無担保エクスポージャーの配分 g. リバースレポ取引で受領した担保の配当 h. 現金担保の再投資先のポートフォリオの平均利回り i. ストレステストの結果		
（３）レポ形式の取引についての留意事項 ファンド運用会社が担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買（以下「レポ形式の取引」という。）を行うとき（その代理業者である場合を含む。）には、金融安定理事会「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」（平成25年８月）の提言９を踏まえ、担保の評価及び管理について、以下のような社内規定等を策定しているか。	—	—
① 担保の種類 レポ形式の取引に係る担保としては、取引相手の破綻時であっても次のような要件を満たすものだけを認めることとしているか。 イ. 法令等に反することなく一定期間保有することが可能であること。 ロ. 評価が可能であること。 ハ. 適切なリスク管理が可能であること。		
② コンティンジェンシープラン イ. 市場で最大規模の取引相手が破綻した場合（市場のストレス時を含む。）のコンティンジェンシープランを策定しているか。 ロ. 上記イのコンティンジェンシープランには、次のような項目が含まれているか。 a. デフォルト後の担保の管理方法 b. 秩序ある方法での担保の流動化の可否		
③ マージンコール イ. 担保及び貸付証券の値洗いを少なく		

とも日次で行うこととしているか。 ロ. マージンコール（値洗いにより生じた担保金の過不足を期間内にいつでも請求することができる権利のことをいう。）を少なくとも日次で行うこととしているか。		
---	--	--

5. 上記のうち、不動産ファンド運用業者にも該当する者は、以下の項目にも回答してください。

法令等遵守態勢（監督指針Ⅵ－２－６－１）

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
不動産関連ファンド運用業者の法令等遵守態勢については、基本的には、Ⅲ－２－１における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、不動産関連ファンドの業務において特有の利益相反取引防止のための施策等を含めた幅広い検証を行うことが必要である。		

内部管理態勢（監督指針Ⅵ－２－６－２）

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
不動産関連ファンド運用業者には、善管注意義務及び忠実義務を課せられていることから、十分な法令等遵守態勢及びリスク管理態勢を構築することが求められている。不動産関連ファンド運用業者の経営陣は、法令遵守を徹底するための諸規程、並びに不動産投資に係るリスクを分析・評価し、適切なリスク管理が行われるような各種リスク管理規程を作成するとともに、その遵守状況を確認する必要がある。その際、不動産の特性を踏まえたデューディリジェンス態勢を含めた内部管理態勢を構築する必要があることに留意することとする。		

不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目（監督指針Ⅵ－２－６－３（１）～（５））

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
（１）不動産の取得及び売却の際のデューディリジェンス態勢に係る評価項目 不動産のデューディリジェンスは、不動産の適正な投資価値を把握するための重要な作業であることから、その適切性について、特に以下の点に留意して検証すること	—	—

とする。 なお、経営陣は、デューディリジェンスの適切性を確保するための方策の実施状況及び審査機能の実効性について、問題認識を持ちつつ、内部監査を通して常に把握できる状況でなければならない。		
① 将来キャッシュフローに与える影響の大きさに鑑み、各種修繕・更新費用等の見積りについて、適切に調査し不動産の評価額に反映させることとしているか。		
② DCF法は、キャッシュフローに基づく価値を求める方法であり、不動産の評価においては代表的で有効な評価手法であるが、将来予測に基づく前提条件が多く、内容が不明確になるおそれがある。そのため、DCF法を採用する際には、以下について必要な確認を行い、確認したものは記録を残すこととしているか。 イ. 適用数値（特に将来予測に基づくもの）の妥当性及び判断の根拠 ロ. シナリオ全体の妥当性及び判断の根拠 ハ. DCF法の適用結果と他の方法・手法の適用結果の比較衡量		
③ エンジニアリング・レポート（以下「ER」という。）及び鑑定評価書の作成を委託及び受領する場合には、以下の点に留意することとする。 イ. ER作成業者及び不動産鑑定業者については、客観的基準に基づいた選定等により第三者性が確保されているか。 ロ. ER及び不動産鑑定評価を依頼する際に、ER作成業者及び不動産鑑定業者に対して必要な情報等を提供しているか。また、情報等の提供状況の管理は適切に行われているか。 ハ. 作成を依頼したERを受領する際に、上記ロの情報等の反映状況について必要な検証を行うとともに、以下の観点についての確認が行われているか。 a. 土壌汚染や有害物質の調査においては、必要な調査がなされその調査結果が客観的な根拠により担保されているか。 b. 建物の個別の部位の各種修繕・更新費用等の見積もりにおいて、如何なる修繕が如何なる根拠に基づいて算定されているかについて確認してい		

るか。 c. 対象物件の遵法性の検証に当たっては、法律のみならず地区計画等の条例等まで必要な検証が行われているか。 二. 評価を依頼した鑑定業者から鑑定評価書を受領する際に、上記の口の情報等の反映状況について必要な検証を行うとともに、以下の観点についての確認が行われているか。 a. E Rの考え方を考慮・反映されたものであるか。また反映していない事項については、その理由及び根拠を確認しているか。 b. D C F法を採用する場合において、将来収支及び稼働率等については、客観的なデータに基づき見積もった上で、妥当性を検証しているか。また、前提条件となるディスカウント・レートやターミナル・レートの見積りも同様に、その水準の妥当性を検証しているか。 c. 不動産そのものの流動性及び不動産の生み出すキャッシュフローに影響を与える可能性のある項目について必要な調査が行われているか。 ホ. デューディリジェンスの結果を踏まえ取得・売却価格を算定する際、E R及び鑑定評価書の記載内容等を活用しない場合には、採用した数値等の妥当性を検証するとともに、その根拠を記録保存することとしているか。		
(2) 利益相反取引防止態勢 経営陣は、利益相反取引が起これるリスクを認識し、法令上定められている利害関係人のみならず、利益相反取引が起これる可能性のある取引相手方を把握した上で、それらの者との取引に係る適切な管理態勢を構築する必要があり、例えば、以下の点に留意して検証することとする。	—	—
① 物件取得に係る取引価格に関し、鑑定評価額を基準として一定の幅を加減した額であれば公正であるとの方針である場合は、当該加減をする幅が市況に鑑み適切であるかについて、定期的に見直しを行う態勢となっているか。また、こうした方針（当該方針を見直した場合は、その理由を含む。）におい		

て、適切に公表（私募ファンドにあっては、契約者への通知）を行う態勢となっているか。		
② 物件情報（売買に係る折衝状況等を含む。）について、一元的に管理できる態勢を構築し、利益相反取引防止の観点から、売買に係る折衝状況等をコンプライアンス担当者が管理できているか。		
③ 不動産関連ファンドが、第三者が所有する不動産をその売主の希望する時期に取得できない場合において、ウェアハウジング機能を利用するときは、利益相反が発生するリスクが大きいことを認識し、折衝及び役割分担の明確化並びにデューディリジェンスを適切に行っているか。		
（３）同一の不動産関連ファンド運用業者が複数ファンドからの不動産関連資産の運用受託を行っている場合の留意事項	—	—
不動産関連ファンド運用業者が複数のファンドからの運用を受託している場合には、物件情報を入手した時点で、運用する各ファンドで取得が競合することのないような措置を講じているか、各ファンドごとに独立した意思決定が行えるための態勢が整備されているかといった点に留意するものとする。		
（４）海外不動産保有法人の株式取得を行う場合の留意事項 投資法人が海外不動産の取得を行おうとする場合、当該不動産が所在する国の法令の規定、慣行、その他やむを得ない理由によって、投資法人自らが当該不動産の取得等ができない場合においては、当該不動産を保有する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行する株式に係る議決権の総数の過半を取得することができる。その際は、以下の点が全て満たされている必要があることに留意するものとする。	—	—
投資法人が海外不動産の取得を行おうとする場合、当該不動産が所在する国の法令の規定、慣行、その他やむを得ない理由によって、投資法人自らが当該不動産の取得等ができない場合においては、当該不動産を保有する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行する株式に係る議決権の総数の過半を取得することができる。その際は、以下の点が全て満たされている必要があることに留意するものとする。 ① 海外不動産保有法人が、その所在する国において専ら不動産の取得や譲渡等の取引を行うことをその目的としていること。		

② 海外不動産保有法人の各事業年度の配当可能な額のうち、投資法人の保有する当該海外不動産保有法人の有する株式の数又は出資の額に応じて按分した額（又は当該海外不動産の所在する国における法令若しくは慣行により、割り当てることができる額）の金銭を当該投資法人に支払うこととしていること。 ③ 海外不動産保有法人が、その財務書類について他人の求めに応じ報酬を得て監査又は証明をすることを業とする者による監査又は証明を受けていること。		
(5) その他	—	—
① 「不動産の取得」等の範囲について 投信法第193条第1項第3号に規定する「不動産の取得」には、投資法人が自ら宅地の造成又は建物の建築を行うことは含まない一方、投資法人が宅地の造成又は建物の建築に係る請負契約の注文者になることを含む。 ただし、例えば以下のような場合など、投資法人が宅地の造成又は建物の建築に係る請負契約の注文者になることがふさわしくない場合は、当該行為は「不動産の取得」に含まれないことに留意する。 イ. 大規模修繕・改修工事等を行う際には、一定期間テナントの退去が必要になることがあり、その場合のキャッシュフローの変動がポートフォリオ全体に過大な影響を与える場合。 ロ. 投資法人が更地を購入し、新たな建物を建築するときは、不動産の開発にかかる各種リスク（開発リスク、許認可リスク、完工リスク、テナントリスク、価格変動リスク、開発中の金利変動リスク及び大規模な自然災害発生リスク等）を投資者に負わせることとなること及び直ちにキャッシュフローを生まない投資であることに鑑み、ポートフォリオ全体に過大な影響を与える場合。		
② 投資法人によるフォワード・コミットメント等について 投資法人がフォワード・コミットメント等（先日付での売買契約であって、契約締結から1月以上経過した後に決済・物件引渡しを行うこととしているものその他これに類する契約をいう。以下②において同じ。）を行う場合には、以下の点に留意するものとする。先日付の買付		

け意向表明等を行う場合も、当該意向表明が取引への実質的な拘束力を持つ場合は、これに準じた取扱いを行うこととする。 イ. 解約条件を適切に公表するなど、フォワード・コミットメント等を履行できない場合における投資法人の財務への影響が明らかにされているか。 ロ. 市場環境、資金調達環境及び個別の投資法人の事情等を勘案した上で、フォワード・コミットメント等をした物件の取得額及び契約締結から物件引渡しまでの期間の上限並びに決済資金の調達方法等についてのルールを策定し、当該ルールを遵守しているか。特に上場投資法人については、上場廃止要件も踏まえ、配当原資に比して過大な解約違約金を要するフォワード・コミットメント等を慎重に検討する態勢となっているか。 ハ. フォワード・コミットメント等をした物件は決済までの間はオフバランスであるが、当該期間中の当該物件の価格変動リスクは投資法人に帰属することに鑑み、保有物件の継続鑑定等と併せて、当該物件の継続鑑定等の結果（当該物件が未竣工建造物であり、鑑定評価が取得できない場合は、価格調査の結果）を公表しているか。		
③ 投資法人による劣後投資法人債の発行について 投資法人が劣後投資法人債を発行する場合には、発行条件（利回り等）によっては投資主の利益を損ねるおそれがあることを踏まえ、当該発行による資金調達の必要性や発行条件の妥当性等について慎重に検討するとともに、それらの情報を適切に公表しているかどうかに留意することとする。		
④ 外部委託管理態勢 不動産関連ファンド運用業者は、当該ファンドから投資運用の一任を受けながら、ER業者、鑑定業者、信託銀行、プロパティ・マネジメント業者、ビル・マネジメント業者等、様々な業者に業務の一部を外部委託している。よって、運用業者が忠実義務等を果たすためには、当該外部委託先に対する適切な監督は必要不可欠である。 その監督に実効性を持たせるためには、外部委託先の選定基準を含めた各種		

規程・基準を策定したうえで、外部委託先から直接又は信託銀行等を経由して受ける各種報告を充実させ、実効性あるモニタリングを定期的を実施すること等により、適切な外部委託管理態勢を構築する必要がある。なお、運用業者と委託先との役割分担の明確化が適切な外部委託管理態勢の前提であることに留意する。		
⑤ 開発SPCに対する出資等について 不動産の開発にかかる各種リスク（開発リスク、許認可リスク、完工リスク、テナントリスク、価格リスク、開発中の金利変動リスク及び大規模な自然災害発生リスク等）について、分析及びリスク管理が適切に行われているか。また、事業進捗のモニタリングについては適切に行われているか。なお、開発型案件への出資に特化したファンド以外による当該開発SPCに対する出資については、直ちにキャッシュフローを生まないことに鑑み、ポートフォリオ全体に過大な影響を与えることのないように留意すること。		
⑥ 情報管理態勢 上場不動産投資法人を運用する不動産関連ファンド運用業者における情報管理については、資産運用委託契約等に基づく投資判断等（取得及び売却にかかる意思決定等）の意思決定前・取引行為前・開示前の情報の機密性確保のための施策が講じた上で、適切に管理する必要がある。		

6. 上記のうち、適格投資家向け投資運用業に該当する者は、以下の項目にも回答してください。

業務執行態勢（監督指針Ⅵ-2-7-1（1）～（2）、Ⅵ-3-1-2（2））

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
（１）取引の執行態勢に関する留意事項	—	—
適格投資家向け投資運用業者にあつては、投資判断を行う部門（担当者）と、注文を発注する部門（担当者）が分離されていない場合、これに代わるものとして、運用の方針、運用財産の額その他適格投資家向け投資運用業の状況に照らし、投資運用業に係る禁止行為を防止するための措置が講じられているか。		
（２）コンプライアンス業務を外部委託している場合の留意事項	—	—
適格投資家向け投資運用業者が、コンプライアンス業務を外部委託している場合には、例えば以下の点に留意する必要がある。		

る。 なお、以下の点はいくまで一般的な着眼点であり、適格投資家向け投資運用業の業務の状況に照らし、追加的な検証を必要とする場合があることに留意する。 ① 委託先の選定に関する方針・手続が明確に定められているか。 ② 国内外のグループ法人にコンプライアンス業務を委託する場合には、当該法人のコンプライアンス機能の具備状況や委託業務の執行状況等からみて、適格投資家向け投資運用業者のコンプライアンスに関する体制が構築されていると評価できるか。 ③ 弁護士又は弁護士法人その他これに準ずる者（以下この③及びⅥ－３－１－２において「弁護士等」という。）にコンプライアンス業務を委託する場合には、以下の点に留意しているか。 イ. 業務を委託している弁護士等は、金融商品取引業に関し法令等を遵守するために必要な指導等を適正に遂行することができるものと認められる者であるか。 ロ. 当該弁護士等との間で締結している委託契約において、次に掲げる事項について規定しているか。 a. 法令等遵守の観点から業務実態の把握及び検証 b. コンプライアンス・マニュアルの作成・管理や、コンプライアンス研修の定期的な実施 c. コンプライアンスに関する報告書の定期的な作成、保管、委託者への提供 d. 委託者と委託先との連絡体制（トラブル発生時の対応を含む。） e. a から d までに掲げる事項のほか適格投資家向け投資運用業に係るコンプライアンス業務に必要な事項		
（２）体制審査の項目	—	—
適格投資家向け投資運用業の体制審査に当たっては、原則としてⅥ－３－１－１（１）に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 ① 権利者のために資産運用を行う者については、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者として、次のいずれかに該当する者が１名又は２名以上確保されているか。 イ. 運用を行おうとする資産に関し、少なくとも１年以上、助言又は運用を		

行う業務に従事していた者 ロ. イに準ずる者 ② 独立したコンプライアンス部門（担当者）の設置については、コンプライアンスを担当する者として、次のいずれかに該当する者が1名又は2名以上確保されているか（コンプライアンス業務を外部委託する場合を除く。）。 イ. 金融商品取引業に関し、少なくとも1年以上、法令等を遵守させるための指導に関する業務に従事していた者 ロ. イに準ずる者 ③ 行おうとする業務について、Ⅵ－３－１－１（１）①へaからmまでに掲げる体制整備（運用の方針、運用財産の額その他適格投資家向け投資運用業の状況に照らして、行おうとする業務の適確な遂行に必要なものを除く。）に必要な要員が1名又は2名以上確保されているか。 （注）法令等の遵守が適切になされるような体制が整備されると認められる場合には、②において確保される人員と③において確保される人員が同一人となることを妨げない。		
--	--	--

運用財産の総額の管理等に関する措置（Ⅵ－３－１－２（３）①）

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
（３）適格投資家向け投資運用業の該当性に係る審査の項目 適格投資家向け投資運用業の審査に当たっては、（２）に掲げる留意事項のほか、全ての運用財産の総額や、全ての運用財産に係る権利者（金商法第2条第8項第12号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人の投資主及び金商法施行令第15条の10の4各号に掲げる者を含む。）の管理等に関して、以下の確認を行うものとする。	—	—
① 適格投資家向け投資運用業者について、全ての運用財産の総額が、金商法施行令第15条の10の5に規定する金額を超えることとならないような措置を講じているかを確認する。		

権利者の管理等に関する措置（Ⅵ－３－１－２（３）②）

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
② 適格投資家向け投資運用業者は、業務		

の運営状況が金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第13号の2に掲げる「金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者又は権利者となろうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況」に該当することのないように業務を行わなければならないこととされている。 そのため、適格投資家向け投資運用業について、次に掲げる措置を講じているかを確認する。 イ. 次に掲げる事項を社内規程として定めていること。 a. 適格投資家向け運用業者が自ら販売する場合には、勧誘する顧客の属性を事前に確認するとともに、有価証券に転売制限が付されていることを顧客に説明すること。 b. 第三者が販売する場合には、勧誘する顧客の属性を事前に確認するとともに、有価証券に転売制限が付されていることを顧客に説明する旨を確認すること。 c. 権利者の属性や転売制限の実施状況を継続的に確認すること（これに違反していることが判明した場合の事後対応を含む。）。 ロ. 上記の社内規程に従い、勧誘する顧客属性の事前確認や、転売制限が付されている旨の説明が行われていることを継続的に確認していること。 ハ. 上記の社内規程に従い、実際の権利者の分布状況を継続的に確認していること。 ニ. 上記の社内規程に従い、違反した場合の事後対応が適切に行われていること。 ホ. 上記イからニまでの措置が適切に行われているかどうかを内部監査等により検証することとしていること。		
--	--	--

適格機関投資家等特例業務等を行う際に講ずるべき措置（Ⅵ－３－１－２（３）③）

監督指針	当社対応の概要	該当する社内規程
------	---------	----------

③ 適格投資家向け投資運用業を行おうとする者が、金融商品取引業者又は金商法の届出を行い適格機関投資家等特例業務若しくは特例投資運用業務を行っている者である場合には、次に掲げる項目についても確認するものとする。 イ. 全ての運用財産の総額が、金商法施行令第15条の10の5に規定する金額を超えないこと。 ロ. 全ての運用財産に係る権利者の中に適格投資家以外の者がいないこと。		
---	--	--

《参考》内部管理体制等の構築

概要書の「４．内部管理体制(2)業務分掌等」について、申請者は各業務の要員確保及び当該業務に係る執行態勢整備が必要となりますが、以下参考として下さい（記号・番号は監督指針の参照項目）。

業務	体制	執行態勢
① 帳簿・報告書の作成、管理	Ⅵ-3-1-1(1)①へ a	Ⅲ-3-3 Ⅵ-3-2-4
② ディスクロージャー	Ⅵ-3-1-1(1)①へ b	Ⅲ-3-4
③ 運用財産の分別管理	Ⅵ-3-1-1(1)①へ c	
④ リスク管理	Ⅵ-3-1-1(1)①へ d	Ⅲ-2-7(1)・(2) Ⅲ-2-8(1) Ⅲ-2-9(1) (投資信託委託は以下を追加) Ⅵ-2-3-4(2)
⑤ 電算システム管理	Ⅵ-3-1-1(1)①へ e	
⑥ 管理部門による運用状況管理、顧客管理	Ⅵ-3-1-1(1)①へ f	Ⅲ-2-3-4(1)・(2)
⑦ 法人関係情報管理	Ⅵ-3-1-1(1)①へ g	Ⅲ-2-4(3) (不動産ファンドは以下を追加) Ⅵ-2-6-3(5)⑥
⑧ 広告審査	Ⅵ-3-1-1(1)①へ h	＜投資一任業＞ Ⅵ-2-2-2(1)～(3) ＜投資信託委託業＞ Ⅵ-2-3-2(1)～(3) ＜ファンド運用業＞ Ⅵ-2-5-2(1)・(2)
⑨ 顧客情報管理	Ⅵ-3-1-1(1)①へ i	Ⅲ-2-4(1)・(2)
⑩ 苦情・トラブル処理	Ⅵ-3-1-1(1)①へ j	Ⅲ-2-5-1(2)
⑪ 運用部門による資産運用業務の執行	Ⅵ-3-1-1(1)①へ k	＜投資一任＞ Ⅵ-2-2-1(1)・(2) Ⅵ-2-2-3(1)～(3) ＜投資信託委託業＞ Ⅵ-2-3-1(1)・(2) Ⅵ-2-3-3(1)～(3) ＜ファンド運用業＞ Ⅵ-2-5-1(1)・(2) Ⅵ-2-5-3(1)～(3) ＜不動産ファンド＞ Ⅵ-2-6-3(1)～(5) ((5)⑥を除く)
⑫ 内部監査	Ⅵ-3-1-1(1)①へ l	Ⅲ-1(1)④
⑬ 投資信託財産の運用を行う場合にあっては、投資信託財産に係る計算及びその審査	Ⅵ-3-1-1(1)①へ m	
⑭ 役職員の研修等	—	Ⅲ-2-1(1)③・④
⑮ 外部監査の有無	—	Ⅲ-1(1)⑤

※適格投資家向け投資運用業は、①～⑮について、行う業務に応じて体制及び執行

態勢を整備する必要があることから、上記Ⅵ-2-2 からⅥ-2-6 までに準ずるほか、Ⅵ-2-7-1(1)に留意すること。

(以上)